第３次 松原市地域福祉活動計画

住み慣れた地域で、

安心・安全に暮らし続けることができる

支え合いのまちづくり

松原市社協マスコットキャラクター「マッシー」

平成 31 年 3 月

社会福祉法人　松原市社会福祉協議会

目　次

第１章　計画策定にあたって
1　計画策定の背景と趣旨 …… 1
2　計画の性格と位置づけ …… 4
3　新たに盛り込むべき視点 …… 6
4　計画の期間 …… 8
5　基本理念 …… 8

第２章　市の地域福祉を取り巻く現状と課題
1　地域の状況 …… 9
2　地域活動の状況 …… 14
3　市民の意識と実態 …… 17
4　第２次計画の評価と課題 …… 26

第３章　施策の展開
施策の体系 …… 30
1　地域の支え合いの推進 …… 32
2　見守り・防災体制の強化 …… 38
3　地域活動の担い手やボランティアの育成 …… 42
4　生活を支える福祉サービスの充実 …… 47

第４章　重点施策
1　見守り活動の充実 …… 57
2　地域の居場所づくり …… 58
3　ボランティア活動の充実 …… 58

第５章　計画の推進に向けて
1　包括的な支援体制の推進 …… 59
2　連携と協働による計画の推進 …… 59
3　計画の評価と推進体制 …… 60
4　計画の周知 …… 61

資料編
1　社会福祉法人松原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 …… 62
2　策定委員名簿 …… 64
3　策定過程 …… 65
4　用語解説 …… 66

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

地域福祉とは、誰もが暮らしやすい地域であるために、地域が困っていることや必要なことを、市民や地域、行政、社会福祉協議会などが協働して取り組み、解決する仕組みをつくることです。

松原市社会福祉協議会では、平成 20（2008）年度に地域福祉活動を推進するための方向性を示した「松原市地域福祉活動計画」を策定しました。また、平成 25（2013）年度には、これまで取り組んできた施策・事業について評価・検証を行うとともに、市が実施したアンケート調査結果を踏まえながら、「第２次松原市地域福祉活動計画」を策定しました。

また、平成 29 年３月には、地域福祉を取り巻く社会情勢の変化等に対応するため、『第２次松原市地域福祉活動計画』の中間見直しを行いました。

この後も、大阪では平成 30（2018）年、６月に大阪府北部地震が発生、９月には非常に勢力の強い台風２１号の上陸により被害がもたらされました。防災に対する関心や地域コミュニティを重視する意識は高まり、緊急時に備えた見守り・助け合い活動の重要性が再認識されています。

さらに、少子高齢化の進行、単独世帯の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化により、地域における人と人との交流やつながりの希薄化がみられるなど、地域における生活や福祉を取り巻く環境は変化しています。こうした中、相談支援体制の総合的な強化の必要性、地域福祉を支える担い手や交流の場の不足といった課題が明らかになってきました。

＜支援を必要とする人を取り巻く背景＞

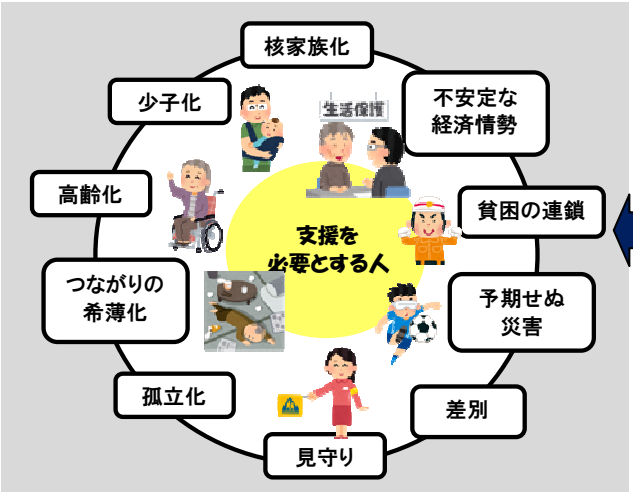

＜住民・地域ぐるみの対応の必要性＞

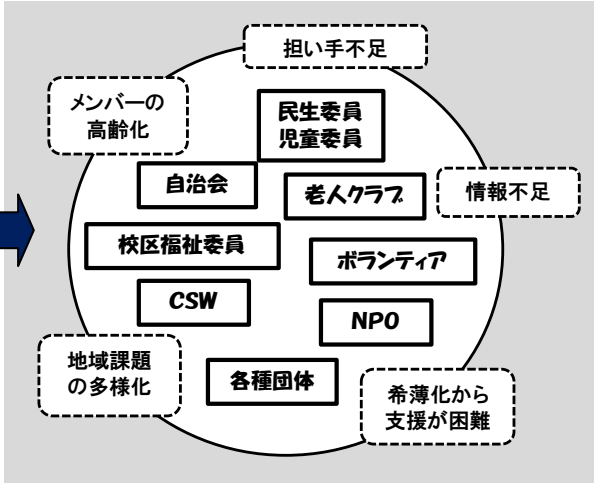

一方で、多様化する地域生活課題に対し、様々な法改正が行われました。「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 54 号）による災害対策基本法の一部改正、「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）の施行、「子ども・子育て支援新制度」の本格実施など、福祉に関する法令改正や支援制度が大きく変化しつつあります。

国による「地域共生社会の実現」に向け、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）に関連して「社会福祉法」が改正され、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や制度の狭間の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指すなどの方向性が示されました。

それを受け、高齢者の生活支援を目的とした「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、子どもや障がいのある人も含めた地域生活課題を抱える全ての人々に対して、包括的な支援体制の整備が必要となりました。

このような背景を踏まえ、松原市社会福祉協議会でのこれまでの取り組みの成果や残された課題を整理し、さまざまな人々によるつながりと支え合い、市民・地域・社協・行政等の協働による取り組みなど、本市における地域福祉活動を推進するための新たな方向性を示すため、「第３次松原市地域福祉活動計画」を策定します。

＜地域福祉に関連する主な法改正等＞

（和暦）　（西暦）	主な法改正等
平成 25 年（2013 年）	災害対策基本法の一部改正
	生活困窮者自立支援法の成立
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の成立
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行
平成 28 年（2016 年）	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
	ニッポン一億総活躍プラン（地域共生社会の実現）の閣議決定
平成 29 年（2017 年）	「地域共生社会」の現実に向けて（当面の改革工程）厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立
平成 30 年（2018 年）	「改正社会福祉法」の施行

＜地域共生社会の実現に向けて（抜粋）＞

・包括的支援体制の制度化　　・共生型サービスの創設
・介護・障害報酬改定　　・生活困窮者自立支援制度の強化

２ 計画の性格と位置づけ

（１）地域福祉とは

少子高齢化や核家族化の急速な進行や生活様式の多様化を背景に、地域住民のつながりや助け合いの意識は希薄化し、かつてあったような住民相互の支え合い等の「地域力」の低下が指摘されています。また、ひきこもり、子育てに悩む母親の孤立、高齢者の孤独死、障がいのある人とその家族の高齢化、児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加、生活保護受給者の増加、非正規雇用労働者や年収 200 万円以下の給与所得者の増加等、生活困窮に至るリスクの高い人々の増加等が新たな社会問題となっています。

こうした生活上の問題を解決したり、日常生活における自立を支援するには、市民を「一人の生活者」としてとらえ、誰もが自分らしくよりよく生きることができるよう、地域住民、ボランティア、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、地域全体で日常生活上の不安の解消や福祉課題の解決を図ることが必要です。そして、地域生活課題を「我が事」のように、「丸ごと」受け止めて、支える側も支えられる側も、同じ社会の一員として認め合い、自分の意思でさまざまな社会活動に参加できるような社会をつくりあげていく必要があります。

地域福祉とは、こうした地域共生社会づくりに向けて「地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に活かすという不断の取り組み」です。

（２）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。

社会福祉協議会には、住民主体の理念に基づき、地域にある福祉問題を、みんなで考え、話しあい、課題の解決に向けて取り組むという活動を通して、地域に働きかけ、福祉コミュニティづくりを推進する役割や、住民と関係機関・団体等をつなげていく中核的な組織としての役割が求められています。

社会福祉協議会が策定する「松原市地域福祉活動計画」は、地域福祉活動を促進していくための計画です。本計画を一人でも多くの住民に知ってもらい、何らかの活動に主体的に関わってもらえるように働きかけていきます。

（３）地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画は、地域の助け合いによる地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

一方、地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会をはじめ、地域住民や住民組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等の民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画を定めたものです。住民主体の活動方針のもと、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を活かしながら、住民の自主的、自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めていきます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。

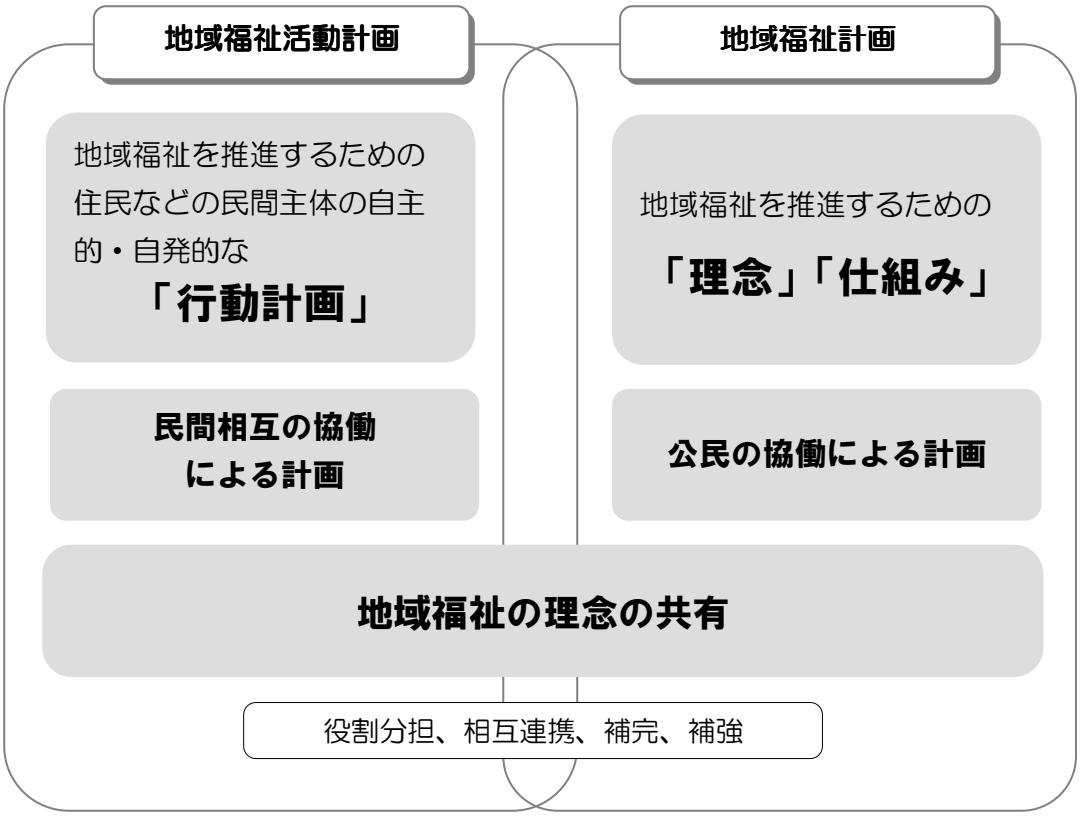

３　新たに盛り込むべき視点

○　要配慮者の支援（避難行動要支援者）

平成 19 年 8 月に、厚生労働省から「要援護者の支援方針について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が示され、市町村地域福祉計画に要援護者の把握や情報共有等に関する事項を盛り込むことが示されています。

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）を策定・公表しました。

○　生活困窮者の支援

平成 24（2012）年 10 月に、全国社会福祉協議会から「社協・生活支援活動強化方針」が示されました。また、平成 25（2013）年 1 月には、厚生労働省から「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」が示されています。

平成 26（2014）年 3 月には「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が厚生労働省より通知され、市町村地域福祉計画に生活困窮者に対する相談支援体制の整備等に関する事項を盛り込むことが示されています。

【新たな生活困窮者支援制度の基本的な考え方】

生活困窮者支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行い、困窮状態からの早期脱却を図るものです。

○　子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策の基本理念・基本となる事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する推進法」が平成２６年 1 月 17 日に施行され、同年 8 月 29 日に具体的な子どもの貧困対策の基本方針である「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。地方公共団体においては、法及び大綱の基本理念にのっとり、法律に規定する教育支援、生活支援、就労支援、経済支援の支援施策に加え地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要であるとされています。

○　担い手の確保対策

かつて、多様な生活課題に対しては、家族や地域による助け合いによって対応してきましたが、核家族化などの家族の変容や、高齢化や人口流出によって、そのような機能が停滞しています。

しかし、地域における全ての生活課題に対し、公的な福祉サービスだけでは対応することができないことが明らかになってきている中で、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが求められています。

○　「我が事・丸ごと」の地域づくり

「ニッポン一億総活躍プラン」が進められ、福祉分野においても、「支え手側」と「支えられる側」に分かれるのでなく、地域住民が主体性をもって、他人事を「我が事」として、地域の課題を「丸ごと」受け止め、支え合う体制づくりが必要となっています。

身近な圏域において様々な課題を抱える住民が、主体的に地域生活課題を解決していく地域づくりを強化するため、社会福祉協議会は、関係する機関・団体やサービス提供事業者とともに、住民を支援していく体制づくりを推進していくことが期待されています。

○　包括的支援体制の構築

地域包括ケアシステムの深化・推進を経て、複雑化・複合化する様々な課題に的確に対応するため、多機関の協働による包括的な支援体制づくりが必要となっています。制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートし、包括的・総合的な相談支援体制を構築する取り組みが求められています。

そのためには、社会福祉協議会や福祉分野の専門職だけでなく、保健・医療、障害、高齢、司法、多文化共生、雇用・就労、住宅といった各分野が横断的に連携・協働し、相談支援体制づくりを推進していくことが重要です。

４　計画の期間

本計画の実施期間は、平成 31（2019）年度から 2023 年度までの５か年とします。

なお、国、大阪府などの動向を踏まえるとともに、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

年度

和暦	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	2	3	4	5
西暦	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	松原市地域福祉活動計画（平成 21 年度～25 年度）					第２次松原市地域福祉活動計画（平成 26 年度～30 年度）					第３次松原市地域福祉活動計画（平成 31 年度～2023 年度）				
								見直し							

５　基本理念

少子高齢化や核家族化を背景に、家族間による支え合いの機能が低下し、地域内の住民相互の交流や連携が薄れてきています。このような現状において、基本的な福祉ニーズは、国や自治体、福祉サービス事業者などが提供する公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつも、ボランティア活動や地域での支え合い、見守りといった助け合いによる地域づくりを進めていくことが重要となっています。今まで行政にゆだねられてきた福祉サービスやまちづくり全般について、多様な担い手がそれぞれの役割分担と協働のもとに、地域全体で創り上げていく考え方が必要となっています。

さらに、セーフコミュニティの推進と地域共生社会の実現に向け、前計画の基本理念を踏襲し、『住み慣れた地域で、安心・安全に暮らし続けることができる支え合いのまちづくり』と定め、計画を推進していきます。

【基本理念】

住み慣れた地域で、安心・安全に
暮らし続けることができる支え合いのまちづくり

第２章　市の地域福祉を取り巻く現状と課題

１　地域の状況

（１）総人口・年齢３区分人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、平成 30 年９月末現在で 120,410 人となっています。

年齢３区分人口でみると、0～14 歳の年少人口は減少傾向にある一方、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。これにともない、年少人口の割合は低下していますが、高齢者の割合は上昇し、市民の３割近くが高齢者となっています。

図　総人口・年齢３区分人口の推移

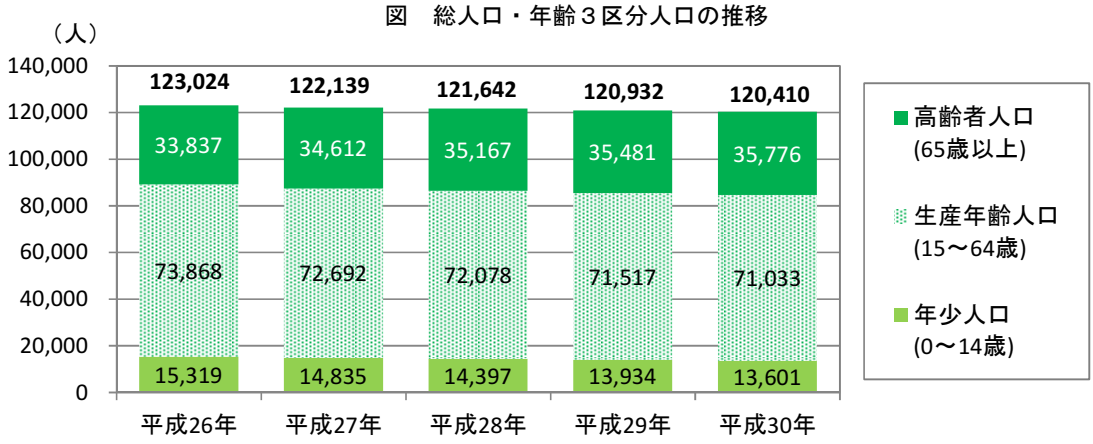

資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

図　年齢３区分別人口割合の推移

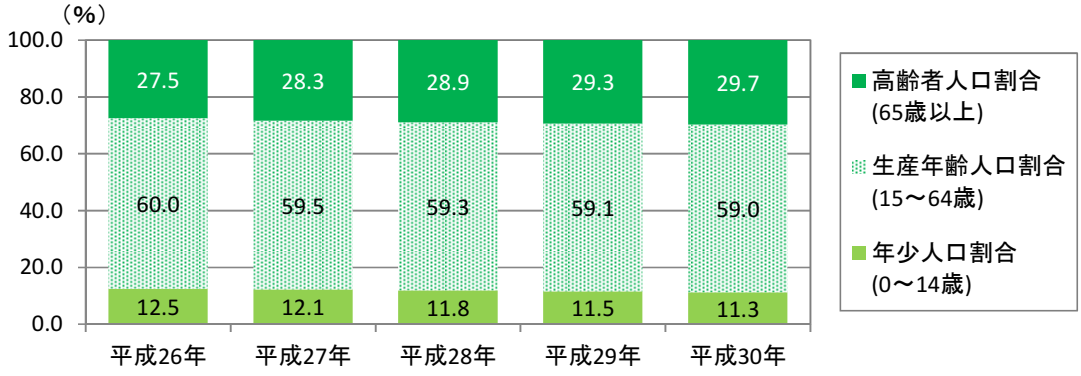

資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

（２）世帯数及び１世帯あたり人員の推移

近年の本市の世帯数は増加し続けており、平成 30 年には 56,217 世帯となっています。１世帯あたり人員は減少が進み、平成 30 年には 2.14 人となっています。

図　世帯数及び１世帯あたり人員の推移

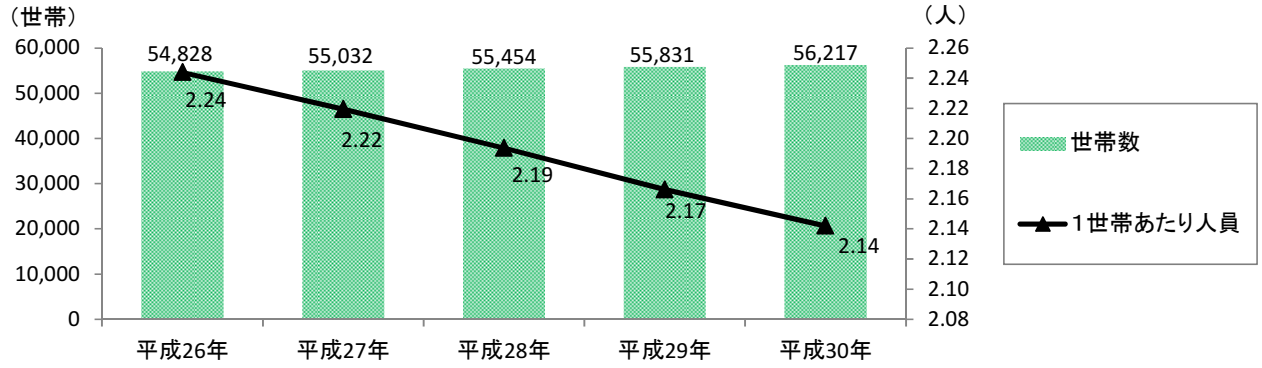

資料：住民基本台帳（各年９月末現在）

（３）自然動態人口（出生・死亡）の推移

近年の自然動態をみると、出生数が死亡数を下回る「自然減」が続いています。出生数は未婚・晩婚化を背景に減少傾向にある一方で、死亡数は高齢化の進行に伴い増加傾向にあります。

図　自然動態人口（出生・死亡）の推移

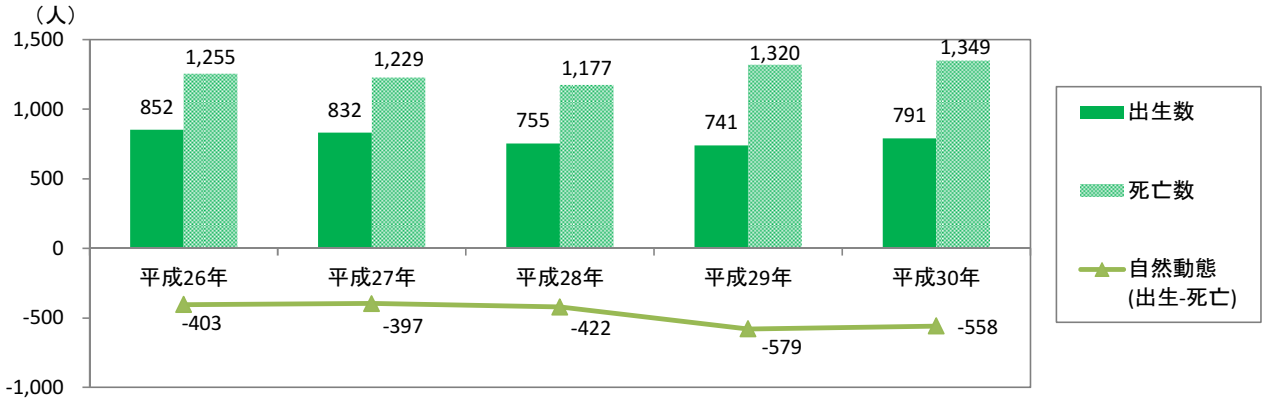

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日～翌年９月 30 日合計）

（４）社会動態人口（転入・転出）の推移

近年の社会動態をみると、転出数が転入数を上回って推移し「社会減」が続いていましたが、平成 30 年には転入数が転出数を上回る「社会増」に転じています。転出数は増減を繰り返し、転入数は増加傾向にありますが、自然減の幅が大きいため、今後も人口動態は減少傾向が予測されます。

図　社会動態人口（転入・転出）の推移

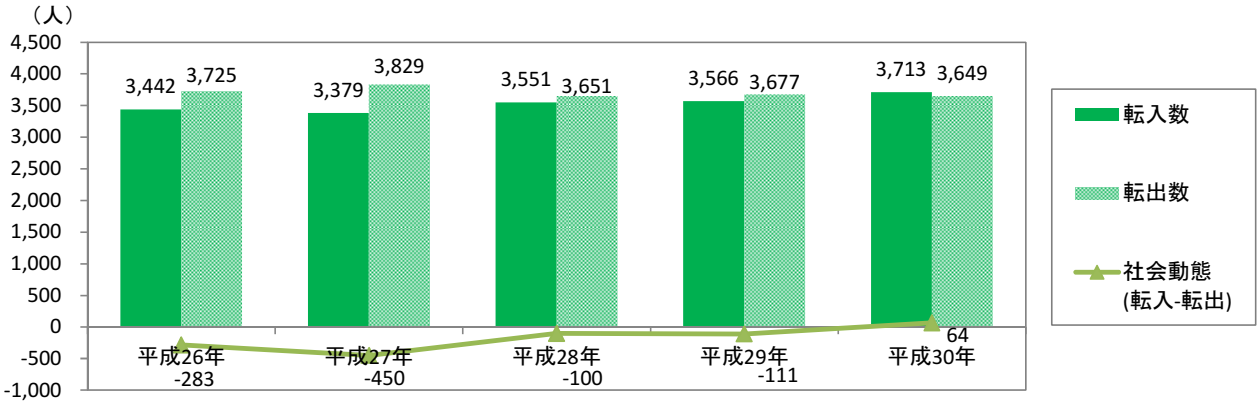

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日～翌年９月 30 日合計）

（５）要介護等認定者数及びサービス受給者数の推移

本市の要介護等認定者数は、増加し続けており、介護度別にみると増加傾向にあるのは、要支援１、要介護１、要介護２となっています。

認定者の増加にともない、サービス受給者数も増加傾向にありましたが、平成 29 年度と直近の平成 30 年度では減少しています。これは、平成 29 年４月より、要支援者の訪問介護サービス及び通所介護サービスが介護予防・日常生活支援総合事業として分離されたことによるものです。

図　要介護等認定者数の推移

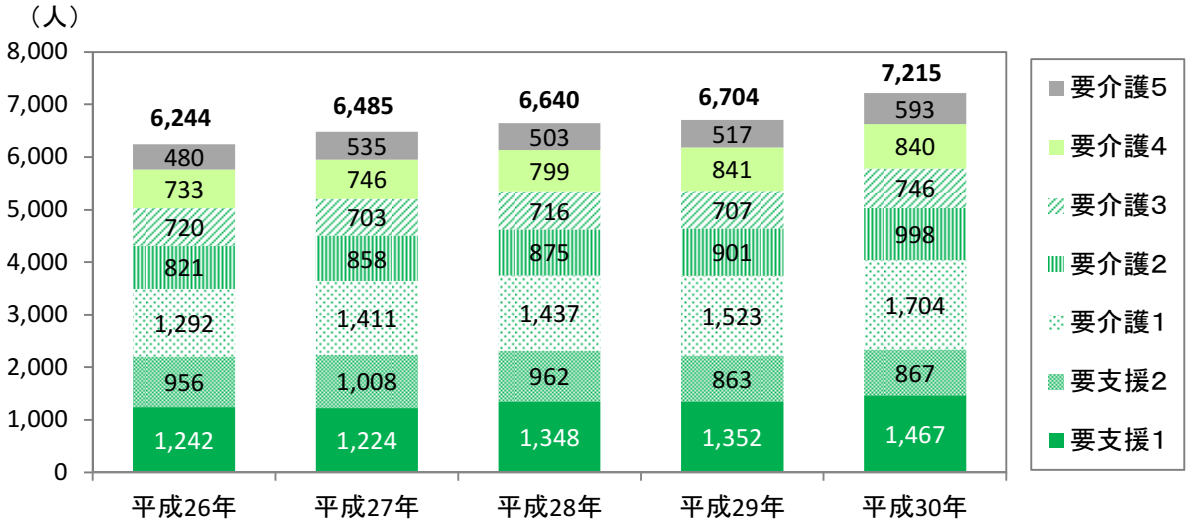

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末現在）

図　サービス受給者数の推移

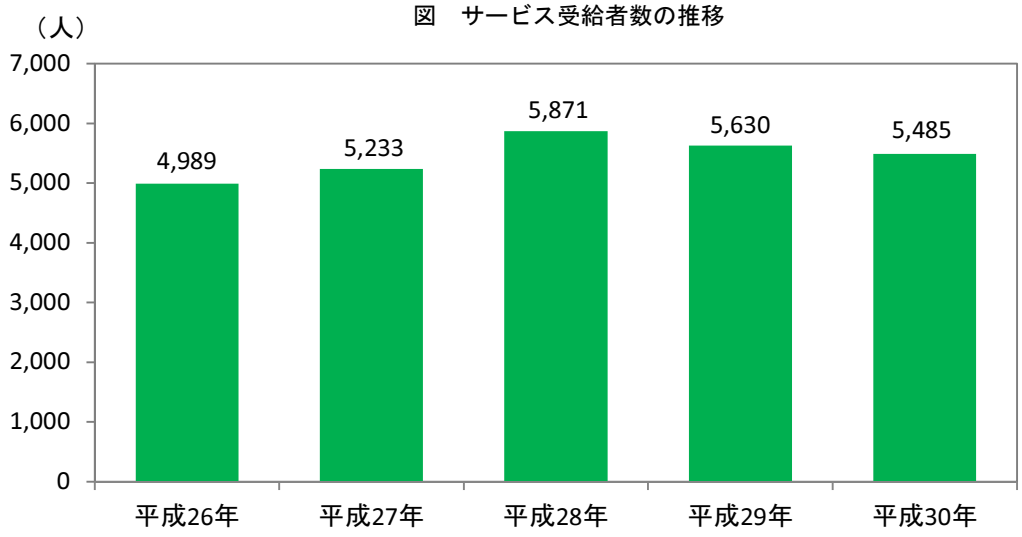

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末現在）

（６）障害者手帳所持者数の推移

近年の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、身体障害者に次いで知的障害者が多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加が顕著であり、平成 29 年には平成 25 年の 1.38 倍となっています。精神障害に対する理解を促進し、支援していく必要があります。

図　障害者手帳所持者数の推移

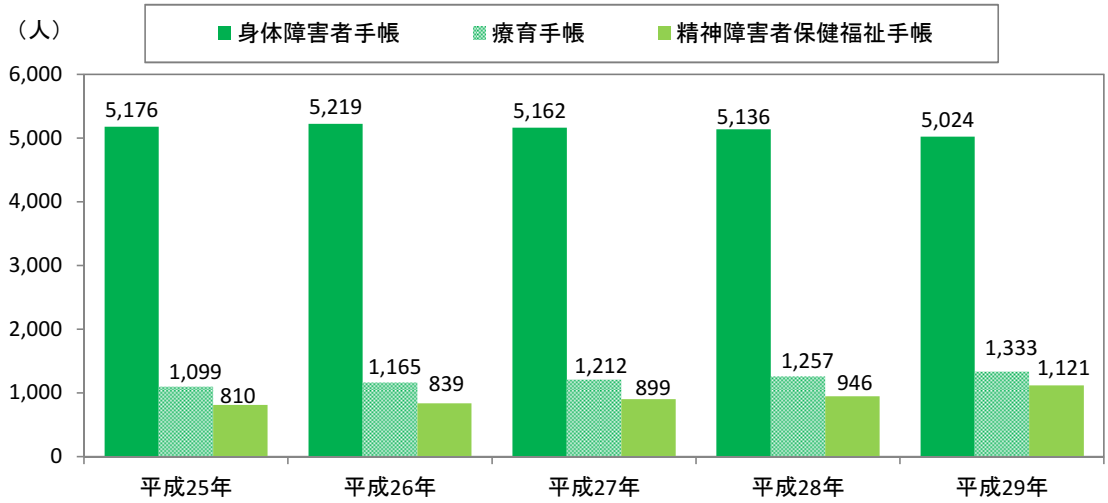

資料：福祉部障害福祉課（各年３月 31 日現在）

（７）生活保護の状況（被保護人員及び被保護世帯）

生活保護世帯数は増加が続き、平成 30 年において、被保護世帯は 2,459 世帯、被保護人員数は 3,366 人となっています。背景には、非正規雇用労働者や低所得者、失業者の増加等が考えられ、生活困窮となり得るリスクの高い人の増加が見込まれるため、本市のセーフティネットの推進により、市民の暮らしを支える必要があります。

図　被保護人員数及び被保護世帯数の推移

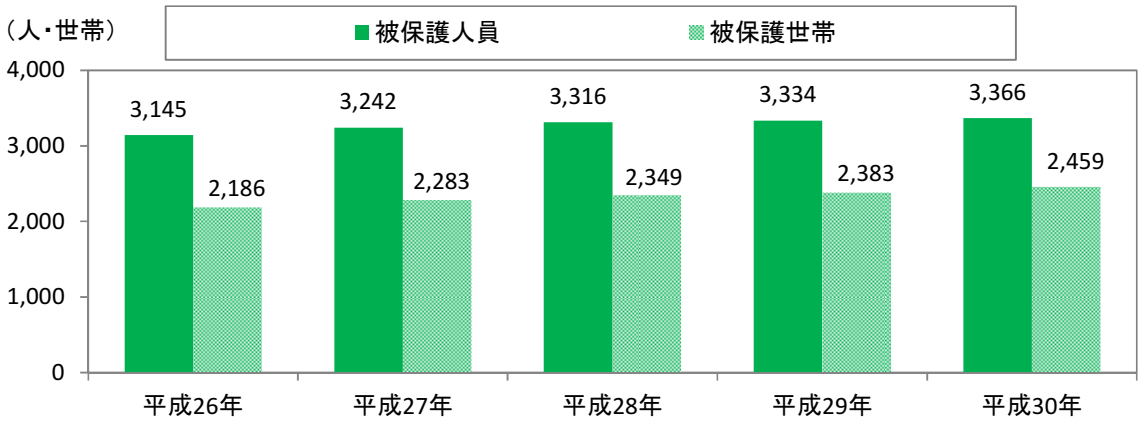

資料：福祉部福祉総務課（各年４月１日現在）

２　地域活動の状況

（１）地区別民生委員・児童委員数

平成 29 年現在、176 人の民生委員・児童委員が活動しています。地区別の民生委員・児童委員の数は、地区の人口に対してやや少ないとみられる地区もあります。民生委員・児童委員に連携・協力していく地域の活動が求められます。

図　地区別民生委員・児童委員数

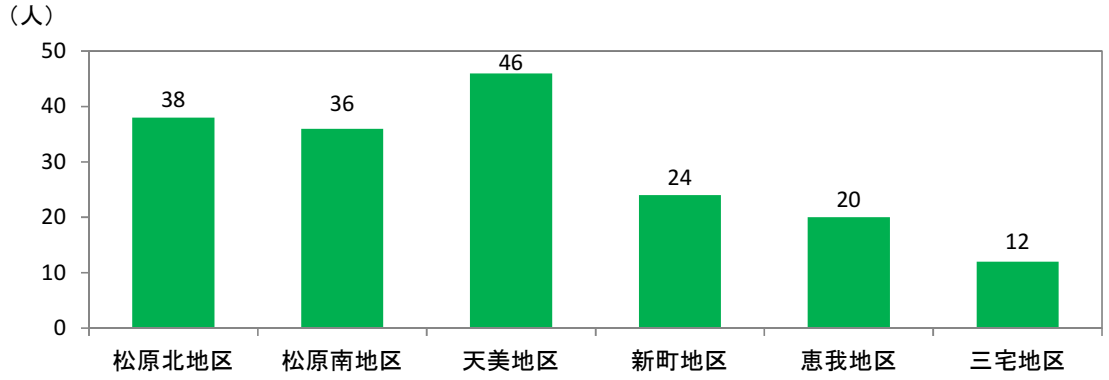

資料：福祉部福祉総務課（平成 29 年 12 月 1 日現在）

（２）ボランティア登録団体数と登録人数の推移

ボランティア登録団体数、ボランティア団体所属人数は、増加傾向にありましたが、平成 30 年に減少に転じ、登録団体は 43 団体、団体所属人数は 820 人となっています。個人ボランティア数は、平成 27 年より増加が続き、平成 30 年に 116 人となっています。

図　ボランティア登録団体数と登録人数の推移

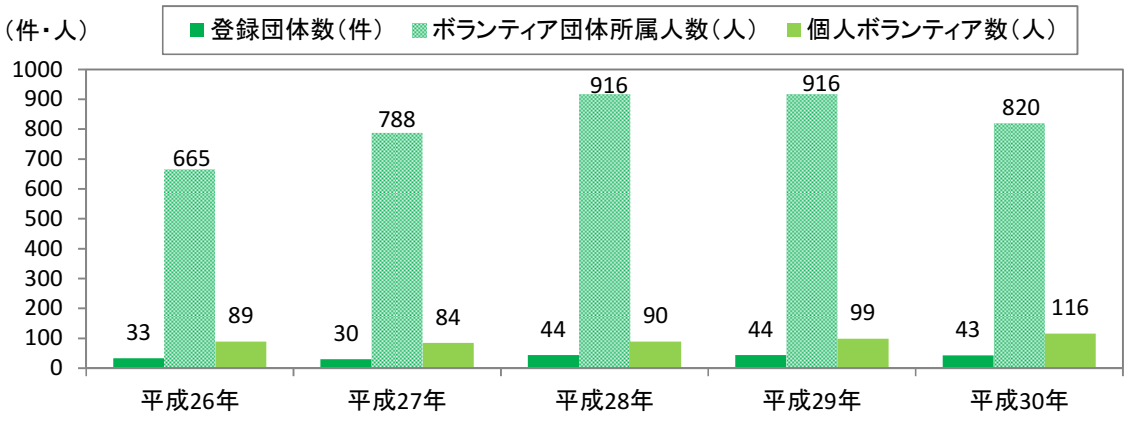

資料：松原市社会福祉協議会（各年 4 月 1 日現在）

（３）地区福祉委員会の状況

地区福祉委員数は増加し続けており、平成 30 年に 705 人となっています。いきいきサロン、ふれあい食事会、世代間交流、子育てサロン等の活動をしている「地区福祉委員会活動」の参加者数は、２万人台から３万人前後にのぼる勢いです。地区福祉委員会の活動が盛んになっていることがうかがえます。

図　地区福祉委員会と委員数・活動の推移

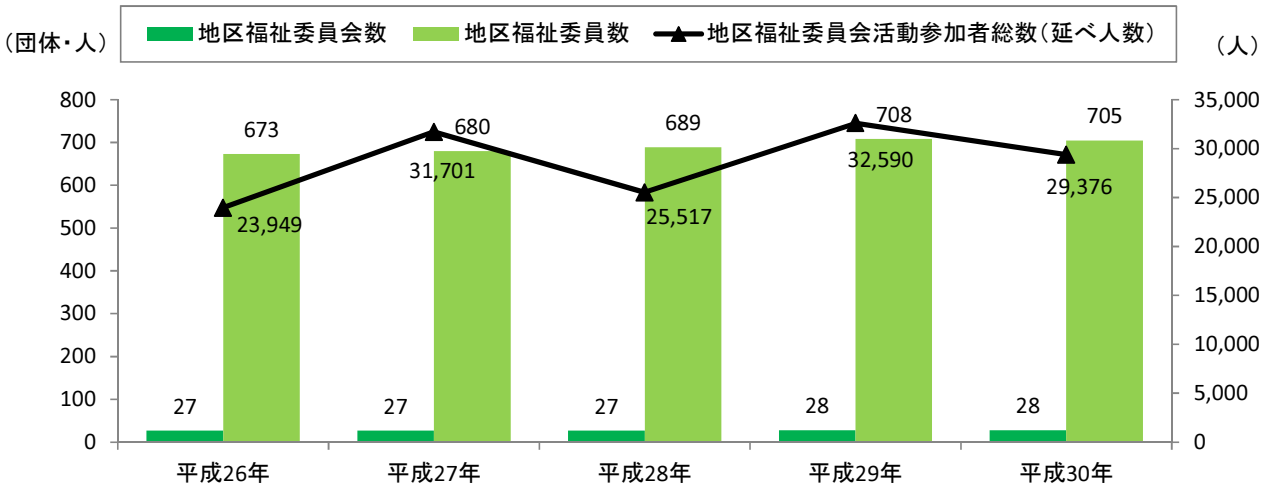

【※平成 30 年 11 月に岡地区福祉委員会設立。現在は 29 地区】

資料：松原市社会福祉協議会（各年 4 月 1 日現在）

（４）町会総数及び自治会加入率の推移

町会総数は概ね横ばいですが、自治会加入率の低下傾向がみられ、平成 29 年は 65.31%となっています。自治会組織に関する認識の低下がうかがえます。自治会への加入率の上昇に向け、地域コミュニティの重要性やメリットの訴求が必要となります。

図　町会総数及び自治会加入率の推移

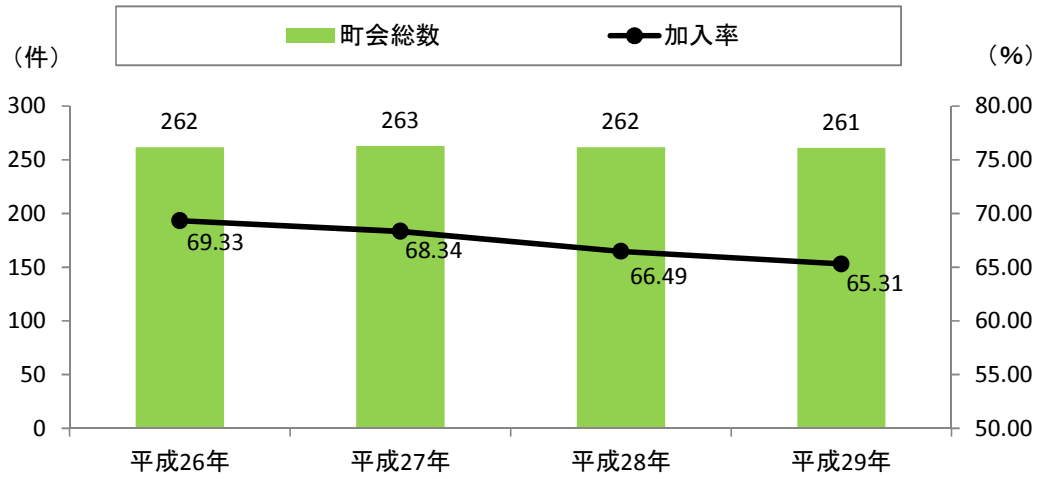

資料：市民協働部市民協働課（各年 9 月 1 日現在）

（５）老人クラブ数、会員数、加入率の推移

近年の老人クラブ数は減少から微減を経て、平成 30 年度に 104 クラブとなっています。

高齢者人口の増加に反して、老人クラブ会員数は減少傾向にあり、平成 30 年には 6,495 人となっています。これにともない加入率も低下が続き、平成 30 年に 15.5%となっています。会員数の増加、加入率の上昇に向け、加入促進の方策が課題となります。

図　老人クラブ数の推移

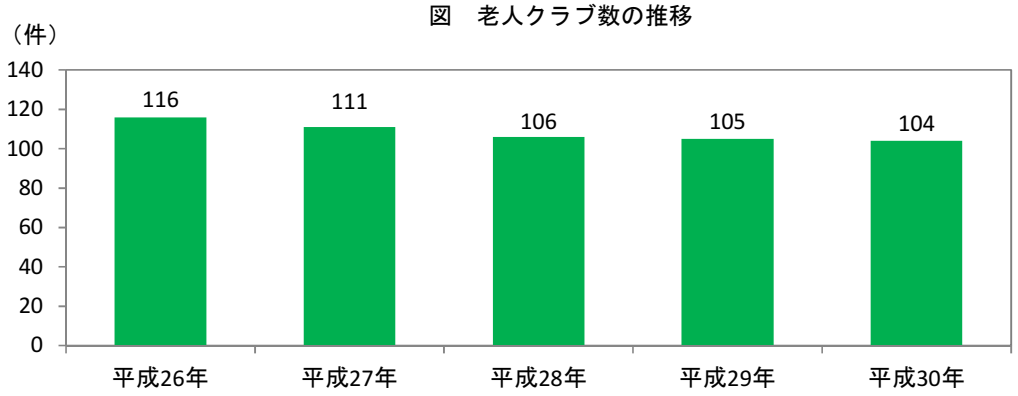

資料：健康部高齢介護課（各年４月１日現在）

図　老人クラブ会員数及び加入率の推移

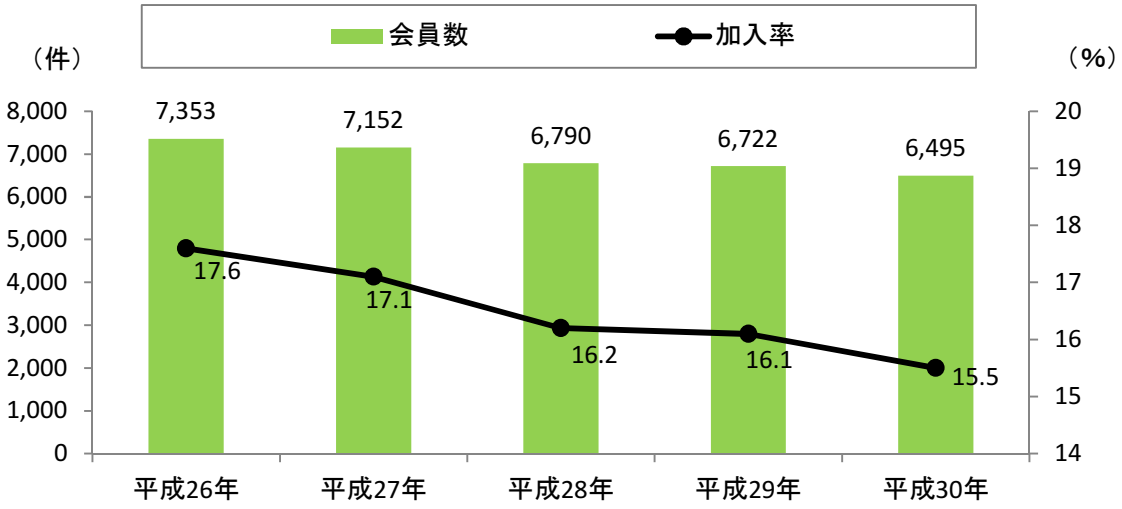

資料：健康部高齢介護課（各年４月１日現在）

３　市民の意識と実態

（１）市民アンケート調査結果の概要

松原市では、平成 30 年度に市民アンケート調査を実施し、市内における満 20 歳以上の方を対象に、福祉に対する意識や地域活動参加等に関する実態を把握しました。調査結果から浮かび上がった課題や解決の方向をもとに、今後の地域福祉と地域活動における施策や取り組みを検討するなど、本計画策定の基礎資料としました。

調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間	調査方法
市内在住の20 歳以上の男女	3,000 人 (無作為抽出)	964 人	32.1%	平成 30 年 6 月 26 日～ 7 月 13 日	郵送配布・ 郵送回収

① 地域福祉の対象となる人がいる世帯

地域福祉の対象となる方が、回答者の世帯にいるかたずねたところ、「65 歳以上の人（介護認定を受けていない高齢者のいる世帯）」が 36.5％と最も割合が高く、以下、割合の高い順に、「障害者手帳を持っている人」13.9%、「要介護・要支援の認定を受けている人」11.8%、「中学生・高校生」8.5%、「小学生」8.5%、「幼児」5.4%、「乳児」1.1%となっています。

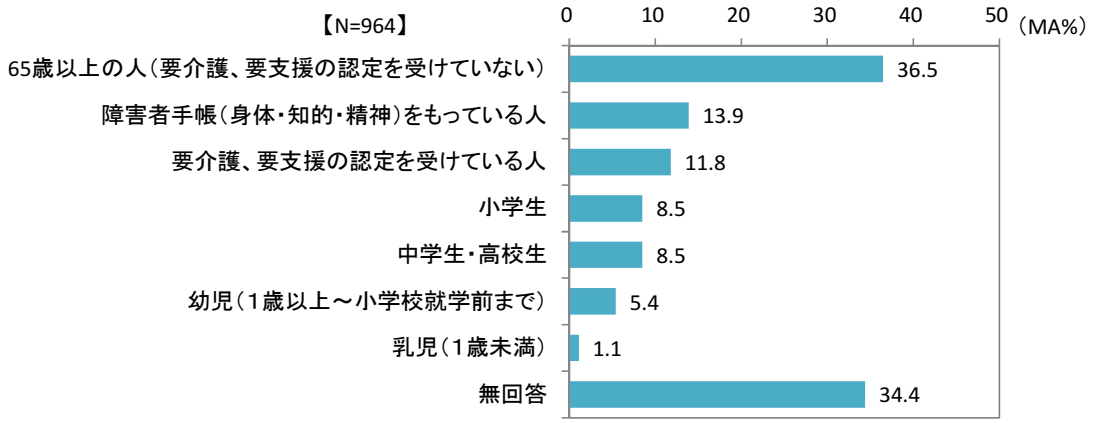

② 地域において見守り等が必要な人の有無

お住まいの周辺に見守り等が必要な人がいるかについては、「高齢者のみの世帯」が 37.4%、「認知症の人」が 11.1%と、背景に高齢化の進行がうかがえます。続いて、「子ども（おおよそ小学生まで）」15.9%、「ひとり親家庭」7.7%、「障害のある人」9.5%、「閉じこもりや引きこもりのある人」5.5%、「病気療養者」6.3%、「寝たきりの人」4.7%となっています。手を差し伸べるアウトリーチ活動などの見守り支援が必要となります。一方で「わからない」が 38.4%となっており、近隣の居住者について把握していないと考えられます。

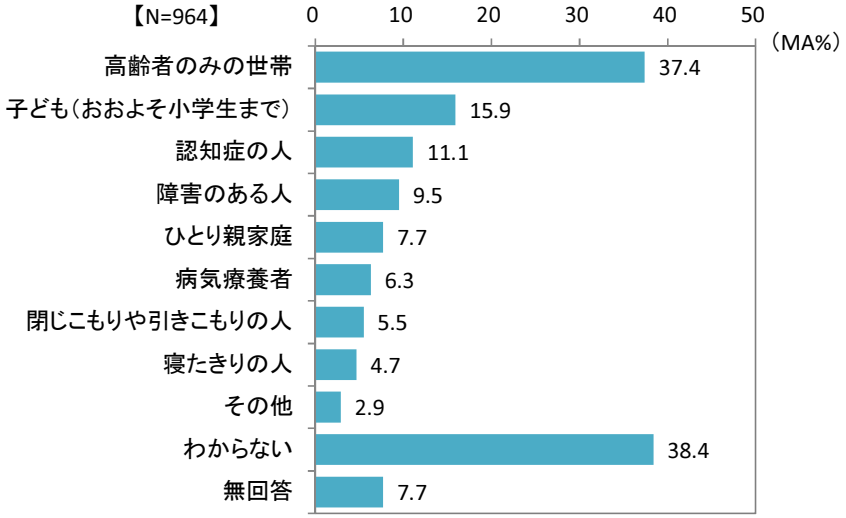

③ 近所づきあいの程度

どのような近所づきあいがあるかについては、「あいさつをする程度」41.4%、「立ち話をする程度」38.5%が比較的高い割合で、「家を行き来する」7.4%、「ほとんどつきあいはない」11.2%となっています。孤立化や人間関係の希薄化が進むなか、「ほとんどつきあいはない」が 11.2%であり、深い付き合いをしない傾向の層がみられます。

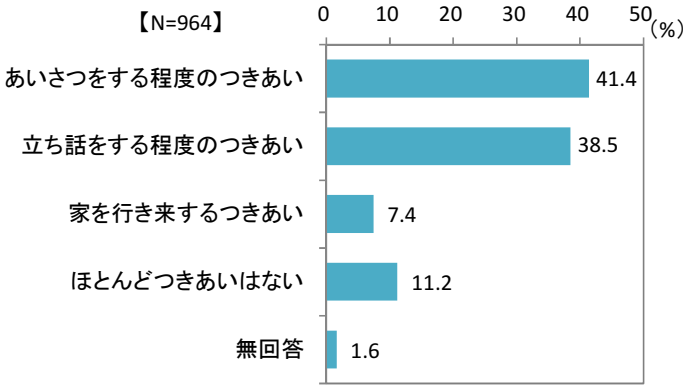

④ 社会的孤立の状況

社会的孤立の指標 LSNS※の判定結果をみると、「孤立している」が 25.3%、「孤立していない」が 68.6%となっています。４人に１人が孤立していることになり、対応が必要です。

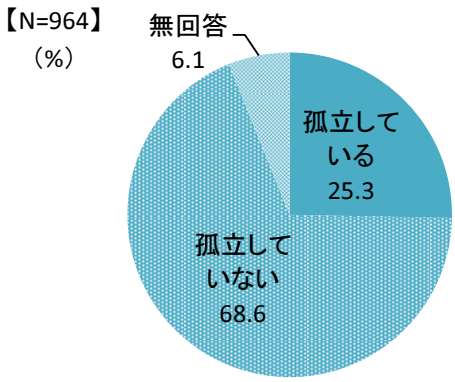

※**LSNS：**社会的孤立をスクリーニングする尺度。家族や親戚、友人関係についての各３項目の質問について、「いない」を０点、「１人」を１点、「２人」を２点、「３～４人」を３点、「５～８人」を４点、「９人以上」を５点として得点化し、総得点 30 点のうち、得点が高いほど社会的なネットワークは大きく、12 点未満の場合は社会的孤立を意味します。

⑤ ボランティア活動への関心度

ボランティア活動への『関心派』（「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）は 43.3%、『無関心派』（「あまり関心がない」と「まったく関心がない」の合計）は 37.2%、「わからない」が 13.8%となっています。無関心派の理由では、「忙しくて時間がない」47.6%、「自分にできる自信がない」40.1%が比較的高くなっています。

関心のない層やわからない層も潜在層となり得るため、ボランティア活動の重要性、やりがいやメリット等の訴求により、関心を高める必要があります。忙しくて時間がない人向けには、幅を持たせた活動時間帯でのプログラム設計、自分にできる自信がない人向けには、気軽に参加できる活動の紹介など、活動事例について広く周知していくことが考えられます。

＜関心度＞

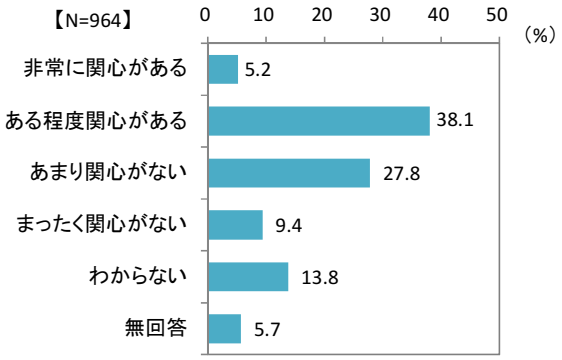

＜関心がない理由＞

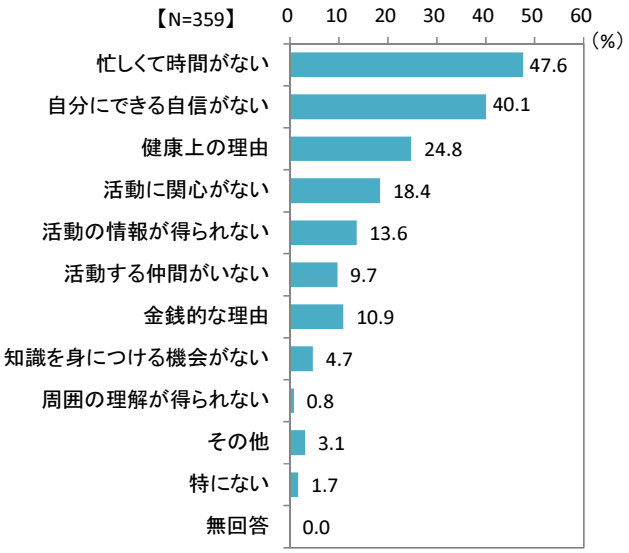

⑥ ボランティア活動への参加意向

ボランティア活動への今後の参加については、参加意向のある人（「ぜひ参加したい」、「友人などが一緒なら参加したい」、「時間があったら参加したい」、「機会があったら参加したい」の合計）が 57.7%となっています。一方、「参加できない」は 21.3%、「参加したくない」は 12.9%となっています。

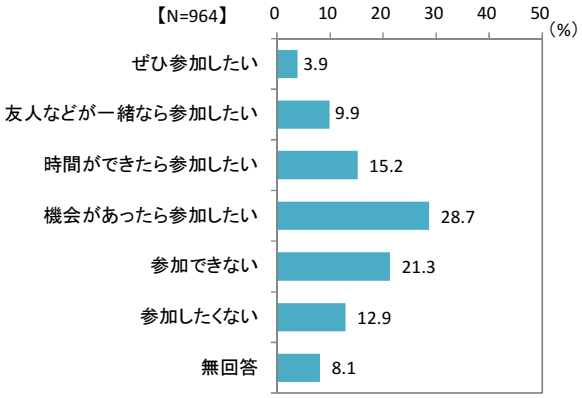

⑦ 災害時の避難行動

災害時の避難場所を「知っている」は 77.1%、「知らない」は 19.4%であり、避難場所に関する普及啓発が望まれます。

また、自力での避難が「できる」人が 75.3%、「誰かの声かけ（安否確認）があればできる」が 13.1%の一方で、「できない」が 7.1%みられ、援助を必要とする人の避難行動についての支援策が課題となります。

＜災害時の避難場所の認知度＞

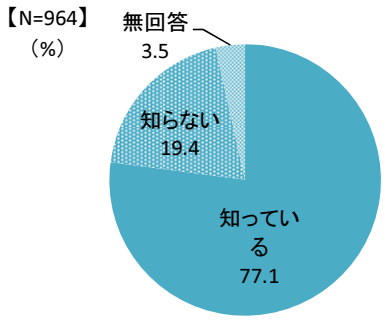

＜災害時に１人で避難できるか＞

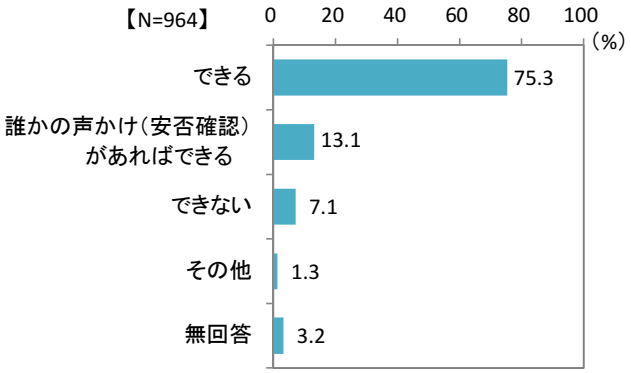

⑧ 避難行動要支援者制度の認知度

避難行動要支援者制度を「知っている」は 13.7%に過ぎず、「知らない」は 78.8%と８割近くを占めています。認知度が低いことから、制度理解の徹底が望まれます。

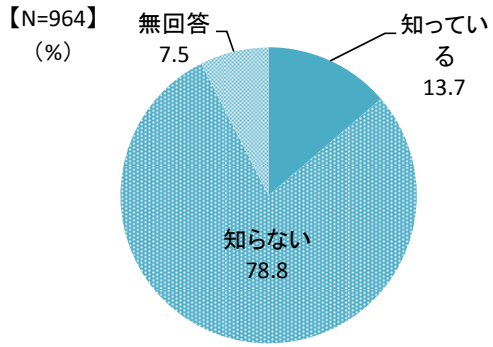

⑨ 生活困窮者自立支援法の認知理解度

生活困窮者自立支援法について「聞いたことがあり内容も知っている」は 8.5%、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」は 52.7%、「知らなかった」は 33.0%となっています。認知理解度は 8.5%と低く、また、知名度は 61.2%の一方で、認知していない層が３分の１であることから、一層の理解促進が課題となります。

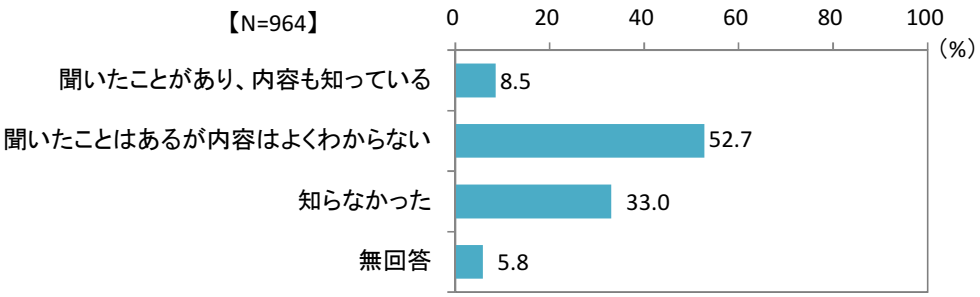

⑩ 地域活動がしやすくなるための行政施策

地域活動がしやすくなるために期待する施策については、「活動の中心となる場所の提供」が 38.8%と最も高く、次いで「活動費の助成」が 33.9%、「活動や組織運営についての相談・助言」が 25.2%などとなっています。社会福祉協議会においても、地域活動の「場所」「活動費助成」「相談・助言」についての支援を進める必要があります。

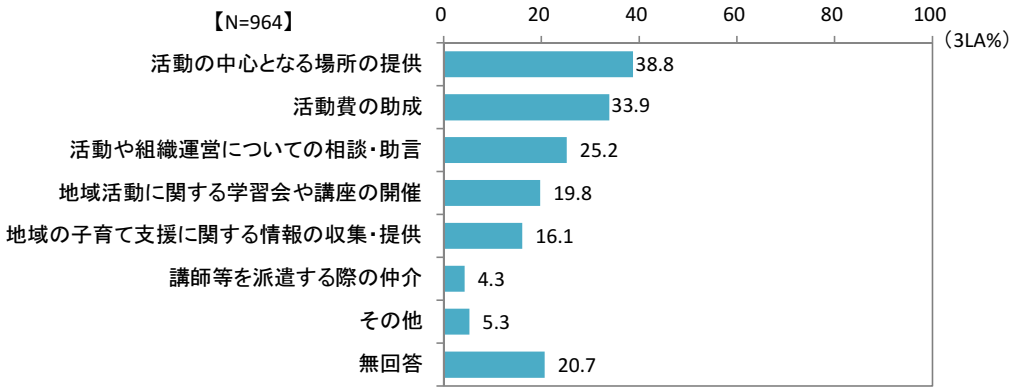

⑪ 社会的孤立等に関する分析

― 平成 30 年度における社会的孤立と地域の志向性（つきあい，帰属感）、地域高齢者見守りへの自信感（近隣見守り，コミュニティネットワーク）及び主観的健康観についての分析 ―

「社会的孤立」「地域への志向性」「地域高齢者見守りへの自信感」「主観的健康観」について平成 30 年度に一般市民にアンケート調査を行いました。

本調査では「社会的孤立」については、高齢者のネットワークで重要と考えられる家族・友人関係の質を 6 項目（30 点満点）で測定しました。得点が低いほど「社会的孤立」が高いことを意味します。

「地域への志向性」については、住んでいる地域の一員であるという意識や地域のつきあいなどを測定する 8 項目（24 点満点）で測定しました。得点が高いほど、「地域の志向性」が高いことを意味します。

「地域高齢者見守りへの自信感」については、近隣の高齢者を見守ることや地域のネットワークづくりにどの程度自分が関わることができるのか、その自信感を測定する 8 項目（24 点満点）で測定しました。得点が高いほど、「地域高齢者見守りへの自信感」が高いことを意味します。

「主観的健康観」については「健康でない」1 点、「あまり健康でない」2 点、「まあ健康である」3 点、「健康である」4 点で測定しました。得点が高いほど主観的健康観が高いことを意味します。

＜基本属性の概要＞

・本分析の対象者の男女構成は女性がやや多く、60 歳以上の回答が 5 割を占めていました。1 人暮らしの割合は 1 割程度でした。

・社会的孤立については、男性は女性に比べて社会的孤立を感じている割合が高い傾向がみられました。

		総数 n＝799		社会的孤立の高い群 n＝237		社会的孤立の低い群 n＝563		
		人数	%	人数	%	人数	%	p値
性別	男性	316	39.5	119	50.2	197	35.1	0.001
	女性	483	60.5	118	49.8	365	64.9	
年齢	20～29 歳	53	6.6	11	4.6	42	7.5	0.294
	30～39 歳	76	9.5	22	9.3	54	9.6	
	40～49 歳	109	13.7	33	13.9	76	13.5	
	50～59 歳	136	17	46	19.4	90	16.0	
	60～69 歳	167	20.9	57	24.1	110	19.6	
	70 歳以上	258	32.3	68	28.7	190	33.8	
世帯構成	1 人暮らし	99	12.4	30	16.2	69	11.2	0.116
	夫婦のみ	272	34	50	27.0	222	36.2	
	2 世代世帯	353	44.2	84	45.4	269	43.8	
	3 世代世帯	61	7.6	17	9.2	44	7.2	
	その他	14	1.8	4	2.2	10	1.6	

注）有意水準（ｐ値）が 0.05 未満で統計的に有意差があることを示す

＜社会的孤立得点による比較＞

・社会的孤立の高い群は、「地域の志向性」、「地域高齢者見守りへの自信感」、「主観的健康観」について社会的孤立の低い群と比較して低い傾向がみられました。

	総数 n＝799		社会的孤立の高い群 n＝237		社会的孤立の低い群 n＝563		
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	p値
地域の志向性 全項目	11.8	2.4	11.4	2.8	11.9	2.3	0.011
地域高齢者見守りへの自信感　全項目	6.9	4.8	5.1	4.2	7.7	4.8	0.001
主観的健康観	3.0	0.8	2.8	0.9	3.2	0.7	0.001

注）有意水準（ｐ値）が 0.05 未満で統計的に有意差があることを示す

＜社会的孤立に影響を与えている要因＞

・「地域の志向性」、「地域高齢者見守りへの自信感」、「主観的健康観」が「社会的孤立」に与える影響を検討するためにモデル図の作成を行いました。

・結果から、 男女とも「地域高齢者見守りへの自信感」および「主観的健康観」を高めることが、社会的孤立にポジティブな影響を与えていることが示されました。

・「地域の志向性」を高めることが、「地域高齢者の見守りへの自信感」を向上させることに影響を及ぼすことが明らかになりました。

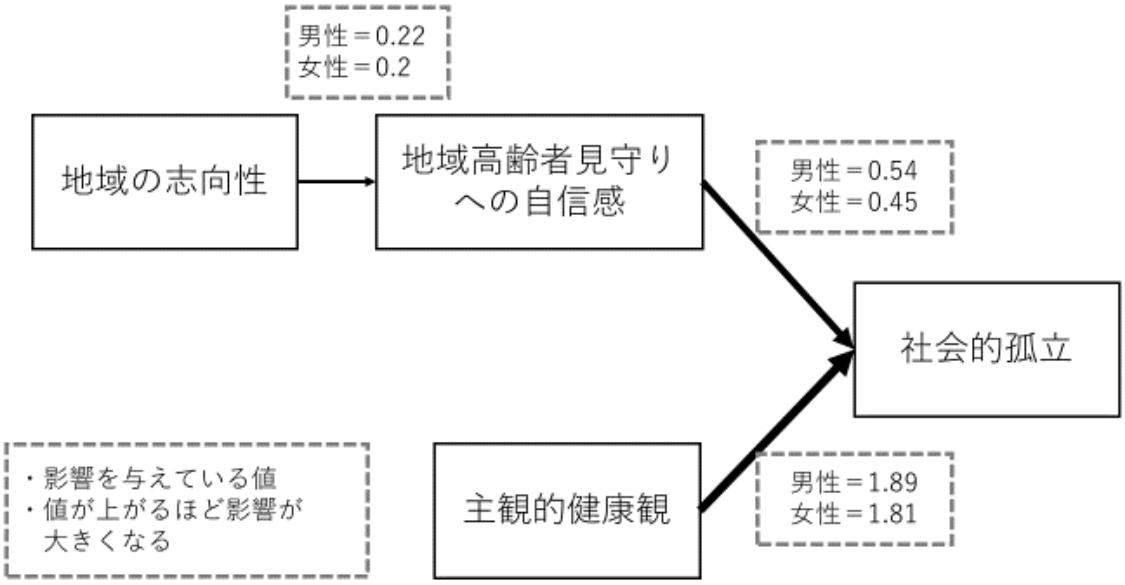

図　社会的孤立への影響要因を示すモデル図

（２）座談会（ワークショップ）の概要

平成 30 年９月 11 日に「第３期松原市地域福祉計画策定及び第３次松原市地域福祉活動計画策定」に係る座談会（ワークショップ）」を実施し、本市の地域福祉や地域での支え合い・助け合い、事例等について説明した後、グループに分かれて、地域での活動の活性化や住民同士の支援について、考える機会を設けました。

開催日時	平成 30 年９月 11 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分
開催場所	まつばらテラス３階　多目的ホール
実施概要	●参加者がＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅの５つの班に分かれて、アイデアラッシュ（意見・考え・思いの発想作業）とディスカッション（相手の意見を否定しないブレーンストーミング法に基づいた意見交換）を実施。 ●基調講演の後、地域福祉に関する３つのテーマをもとに実施。各グループにおいて各自が記入したアイデアカードは、模造紙に貼り付けつつ、類型化して、とりまとめを発表。ＫＪ法による。

① 地域で見守りが必要な対象者

・地域で見守りが必要な対象者について回答を求めたところ、「高齢者」との記載が最も多く、なかでも、「一人暮らし高齢者（別表現で独居高齢者、独居老人等）」が多くみられました。他にも、「高齢世帯」や「高齢者夫婦世帯」「昼間独居高齢者」があげられました。

・「障害者」との記載が次に多く、うち「身体障害者」「精神障害者」や「視覚障害者」「聴覚障害者」「肢体不自由で高齢者の方」などと特定する記載もみられました。他にも、３障害にはいたらない「移動が困難な方」「外出が困難な方」「自力歩行困難者」「発達障害」「難病患者」等があげられました。

・「子ども」に関する回答では、「子ども」「幼児」「虐待等の疑いがある子どもたち」「共働きで日中一人になる子ども」といった多様な表現の記載がみられました。

・また、「ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭を含む）」「認知症の方」や、「災害時要援護者」「要支援者」「要支援者名簿の方（介護度３以上、障害者）」との記載もありました。

・その他、「孤立している方（友人や近所づきあいのない方）」、「病弱者」や「医療的ケアが必要な方」等の「病気」に関する記載、「ひきこもり」、「乳幼児のママ」といった多様な回答がみられました。

② 災害が起こったときに、見守りが必要な対象者に地域でできる支援

・各班において模造紙上を「住民ができること」と「専門職（医療介護・福祉機関）ができること」の二列に分割し、それぞれができることを考え、カードに記載し、あてはまるところに、類似意見を寄せて貼り付け整理しました。「住民と専門職の両方ができること」を追加で分類した班もありました。

・「住民ができること」としては、声かけや安否確認が多くあげられ、被災に関する情報収集と提供、安全な居場所の確保、要支援者への避難誘導・支援といった意見が出されました。

・「専門職ができること」としては、正しい情報の伝達や集約、施設の開放・提供、高齢者・障害者・乳幼児や妊婦が必要なもの（福祉用具、車いす、ミルク、おむつ等）や避難場所の確保、避難誘導や避難支援が必要で医療的ケアの必要な人への援助や、お薬手帳の必要性など、いざというときの服薬管理は大事、要援護者が過ごしやすい環境の確保といった意見・アイデアが出されました。

③ 普段から地域でできる見守りについて

・「住民ができること」としては、声かけ・あいさつ・訪問等や見守り活動、行事での交流、近隣での普段からの顔の見える関係づくり、要支援者の把握などの情報共有、防災訓練等があげられました。

・「専門職ができること」では、地域の方と協働できる関係づくり、見守り、地域活動参加、情報の提供・交換・共有、災害ボランティア養成、高齢者カフェや子どもの遊び場、保育施設等の居場所づくり、普段からの訓練や備蓄、ＳＮＳの活用、要支援者についての情報把握等があげられました。

・「両方ができること」では民生委員・児童委員と地域の人、専門職が協力し合うこと、要介護認定者などの支援が必要な高齢者への見回り等の配慮、普段からの防災訓練など、非常時を想定し平常時から連携する取り組みがあげられました。

４　第２次計画の評価と課題

（１）主な取り組みの状況

第２次計画及び第２次計画中間見直しでは、「新たな担い手の育成」「地域活動と専門職・専門機関との総合的な支援体制の充実」「地域特性に応じた地域福祉計画づくり」を重点施策に位置づけながら、さまざまな活動を実施してきました。新たな担い手としては、介護予防支援きらり活動事業のきらり活動員が各分野で活動し、生活支援体制整備事業においても、地域住民と専門職が協働し地域診断を行うなかで、地域と専門職の連携が進んでいます。他の活動においても一定の成果はあるものの、他団体との連携が不十分であったり、情報が必要な方へ届いていないといった課題が見られます。

【主な取り組みの成果と課題】

介護予防支援きらり活動事業	高齢者の社会参加活動を通じた介護予防、生きがいづくりを目的に、地域を支えるための活動員（きらり活動員）を養成し、施設等への活動受入機関で活動等に従事した時間に応じてポイントを付与し介護予防を図り、新たな担い手として活動した。養成研修の定員が満たないことや、活動先とのマッチングの困難さが課題。

高齢者等見まもりチーム活動	地区福祉委員会をはじめとして町会、民生委員・児童委員、老人クラブなどの地域の諸団体と、地域包括支援センター、CSW などの福祉専門職が連携して、地区内の高齢者に対して、安心チェックシート用いて実態把握の訪問を行い、支援が必要な場合は会議を行ったり、専門職が訪問をし、公的なサービスや地域で行われている小地域ネットワーク活動へと繋げる活動。実施地区の拡大が進む。

小地域ネットワーク活動	見守り活動、住民が憩える場づくりを主な活動として、地域内の諸団体と連携を図りながら活動を進めてきた。また、町会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ＮＰＯ法人、ボランティア活動団体など、それぞれの地域で活動している担い手が集まり、事例検討や勉強会などを実施し、地域活動の支援を行う小地域ネットワーク会議を開催し活動の充実を図った。今後は、安心・安全のまちづくりと連動した活動が必要。

松原市生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対し、相談内容に応じた必要な情報提供及び助言を行うとともに、本人と一緒に生活再建に向けた支援計画を考えて実施することにより、自立の促進を図る支援を行った。事業の周知活動が十分でなく、必要な方へ情報が届く仕組みづくりが必要。

おたがいさんカフェ	ボランティアやNPO団体、地域包括支援センター、CSWと一緒になって、高齢者、認知症の方、障がい者など、誰もが気軽に参加でき、憩えるような場所を作っていく取り組みを進めた。空きスペースや時間など、事業所や他団体との協力と連携が必要。

子ども食堂及び地域の居場所づくり事業	子どもを支える「子ども食堂」及び「居場所」づくりを支援するとともに、高齢者を含めた多世代交流の「居場所」づくりも進めた。「居場所」づくりの充実に向けて、実施する団体と支援する団体とのネットワークを図り、課題を共有するための相互に連携がとれる仕組みが必要。

生活支援体制整備事業	安心安全のまちづくり・地域づくりを住民参加による地域包括ケアシステムの構築と実現に向け、生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、協議体の運営や担い手育成、生活圏域別会議、住民・多職種参加型地域診断※、元希者カフェなどに取り組んだ。地域や団体の理解と協力が課題。

※住民・多職種参加型地域診断：

生活支援コーディネーターがファシリテーターとなり、地区福祉委員会を単位とした地域において、その地域にある諸団体や介護保険等事業所と協働で、地域の高齢者にとって暮らしやすいまちをテーマに、「買い物」「受診」「地域交流」をキーワードとして会議を行い、その状況を写真に撮り地図上に表わして視覚的に地域の強みや課題をわかりやすくし、課題の解決を進めていくフォトボイスと言う手法を使い、地域診断を実施しました。

（２）３次計画に向けた課題

① 交流活動の機会・場づくり

地域活動が活発になるために、自治会・町会、老人クラブや子ども会などの活動の活性化が重要視されるなかで、活動の中心となる場所の提供が強く求められています。住民同士が身近なところでのつながりをつくる場や地域活動の拠点を確保し、交流や地域活動の機会・場づくりを広げていく必要があります。

② 地域のコミュニケーションの活性化と支え合いの意識の醸成

地域のつながりが希薄化し、特に若年層を中心に、転入者やマンション等に住んでいる人の近所づきあいや地域とのつながりが少なくなっています。近所づきあいや地域の活動への参加に対する意識を高めていくための一層の意識啓発が必要となっています。

また、地域での支え合いを進める上で、住民相互の理解が重要であり、そのため、障がいや認知症など支援が必要な人に対する理解や人権意識、さらには、さまざまな支え合い活動に対する理解を深めることが大切です。

③ 要援護者を把握し、支援につなげる仕組みづくり

地域では支援が必要にも関わらず、福祉サービスを利用していない人などの把握が困難な状況です。そのため、見守り活動の強化を図り、自治会・町会や関係機関、各種団体との連携の中で、支援を必要とする人を把握し、適切な支援につなげていくことが必要で、さまざまな連携を通じた地域における情報の共有化を進めることが求められています。

また、そうした情報を地域住民が容易に入手できるよう、わかりやすい情報発信も重要となります。

④ 災害時の支援体制の充実

アンケート調査では、地域の人々に助けてもらいたいこととして、災害が起こった時の助けという回答が多くなっており、防災に対する関心の高さがうかがわれます。一方で、地域によって、自主防災組織の結成状況に差があります。今後も、地域住民の防災意識や自分たちで地域を守る意識を高めるとともに、地域防災組織をはじめとする地域での援助体制の充実は重要な課題となります。

その他に、災害時の支援者の充実という観点から、災害ボランティア活動の周知を図るとともに、災害ボランティアの育成や基盤整備など、災害支援体制の充実が重要です。

⑤ ボランティアの育成とさまざまな担い手の確保

市民アンケートでは、ボランティア活動に“機会があったら参加したい”人の回答割合が3割程度あるものの、実際に活動している人はまだまだ少ない状況です。関心の高さを実際の活動につなげるため、ボランティア活動の内容を広く周知するとともに、支援を求める人とボランティアとのコーディネート機能の充実が求められます。

⑥ 相談支援ネットワークの充実

地域においては、法律に基づいた縦割りの専門相談窓口だけではなく、さまざまな内容の相談を受け止めることができる総合窓口が求められており、民生委員・児童委員、地区福祉委員、ケアマネジャーをはじめ、地域で相談支援活動をしている人や地域の相談機関の周知を図るとともに、相談内容に応じて円滑に支援機関につながる仕組みづくりが必要です。

また、生活保護受給者や生活保護に至る前の段階の人々などが増加している中、相談支援をはじめ、生活の支援や、自立に向けた総合的な支援の充実が求められます。

第３章　施策の展開

施策の体系

基本理念	基本方針	取り組み
住み慣れた地域で、安心・安全に暮らし続けることができる支え合いのまちづくり	１　地域の支え合いの推進	（１）ふれあい・相互理解の場づくり
		（２）認知症や障がいに対する啓発・講座や研修の充実
	２　見守り・防災体制の強化	（１）見守り活動の拡大
		（２）災害時の支援体制の仕組みづくり
	３　地域活動の担い手やボランティアの育成	（１）地域福祉活動主体の育成
		（２）ボランティアセンターの充実
	４　生活を支える福祉サービスの充実	（１）地域情報ネットワークの強化
		（２）相談支援ネットワークの充実
		（３）日常生活を支援するサービスの向上
		（４）社会福祉協議会の基盤強化

１　地域の支え合いの推進

地域福祉を進めていくには、「近所づきあい」「人づきあい」が地域づくりの基礎となり、「顔の見える関係づくり」が重要です。日頃から、近隣でのあいさつや声かけを試み、地域の交流、ふれあいを深めていくとともに、支援が必要な人との交流を通じて、福祉の心を持って地域生活課題に対応する等、互いに支え合える地域づくりを進めます。

２　見守り・防災体制の強化

地域福祉を推進するうえでは、地域住民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、ふれあい・助け合いの意識のもと人と人とのつながりを持ち、支え合い活動を実践していくことが重要です。地域を構成するさまざまな組織・団体による見守り活動を推進しつつ、関係団体や福祉専門職の連携を強化し、協働による地域福祉の推進を図ります。

また、大規模な災害などに備え、誰もがどのような時にも安心して暮らすことができるよう、平常時から、地域防災に対する意識を高めるとともに、災害時の支援体制の充実を図ります。

３　地域活動の担い手やボランティアの育成

住民同士の「つながり」を大切にし、相互の生活を支え合える地域づくりに向けては、住民が地域生活課題を共有し、課題解決の担い手として主体的に関わることが重要になります。地域住民一人ひとりの福祉意識を高めながら、実際の地域活動につなげ、地域福祉を支える担い手の育成を進めるとともに、ボランティア活動を支援する基盤の強化に努めます。

４　生活を支える福祉サービスの充実

福祉サービスを利用する際に、身近に相談する人がいない、相談窓口まで行くことができないといった実態がみられます。誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の住民や諸団体が協働し、身近なところで気軽に相談できる仕組みを構築します。

また、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域生活を支える福祉サービスの充実を図るとともに、支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人への情報提供を強化します。

１　地域の支え合いの推進

（１）ふれあい・相互理解の場づくり

方向性

地域のつながりを強めるため、地域住民が集える多様な場の確保に向け、サロン活動や、住民が広く参加できるイベントや行事の開催など、地域での交流機会を増やします。そのために、既存の地域資源の活用や、公民館など拠点となる施設を活用し、世代を超えてあらゆるタイプの住民が集まれる機会の確保に努めます。

また、高齢者や障がい者などに限らず、誰もが地域でともに暮らしていくため、「我が事・丸ごと」の考え方や地域共生社会の実現に向けた理解を広げていきます。

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、柱となる「教育支援」、「生活支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」を踏まえ、各地域で分野を超えた支援体制を構築していくことが求められています。そうした中で、NPO 法人やボランティア団体が「子ども食堂」や「ちいき食堂」などを展開しているように、多世代が交流できる身近な居場所づくりを進めます。

具体的な取り組み

① 地域交流の活性化の促進

地域の公民館などを活用して、住民、福祉の専門職、ＮＰＯ法人など、さまざまな主体が交流できる環境づくりに取り組みます。また、いきいきサロンやふれあい喫茶など、地域活動における情報提供や必要な調整を図ります。

② 支え合いへの理解の浸透と福祉意識の醸成

世代を越えたサロンを開催するなど、子ども、高齢者や障がい者をはじめ、地域住民のふれあいの場づくり・交流機会の確保に努めます。

③ 子どもの交流の場の充実

子どもの居場所づくりの確保を行うとともに、高齢者を含めた交流の居場所づくりを進めていきます。

取り組みを進める活動

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
身近な活動場所の発掘	●おおむね小学校区に常時活用できる場所を設置するため、既存資源の情報収集に努め、活動基盤づくりを進める。 ●各施設にて、空き時間などを活用し、居場所を兼ねたサロンやカフェを実施。	◆事業所の空きスペース、時間などの確認が必要。 ◆地域包括支援センター、生活支援コーディネーターが事業展開を通じて、空きスペースや時間などを確認。
サロン活動	●いきいきサロン、ふれあい喫茶、ふれあい食事会、子育てサロン、世代間交流、祭りなど、福祉委員会が中心となって地域住民が集う機会を作り、交流や仲間づくり、地域のつながりづくりを進める。 ●いきいきサロン、子育てサロン、ふれあい食事会、ミニデイサービス、世代間交流、福祉委員学習会、地域住民学習会等の活動を実施。	◆高齢化により、参加高齢者が増加しているが、担い手は不足している。活動内容の硬直化、活動資金の不足が、普段から課題となっている。 ◆ボランティアや福祉委員などの地域の団体と福祉事業所と協働で、いきいきサロンやふれあい食事会等の回数を増やしていく。若年層にも福祉活動の参加を促す。
ふれあい交流運動会	●市内の障がい者施設・団体と市民、ボランティアとの交流イベントの開催。 ●市内の中学校や松原市民体育館にて実施し、多数が参加。	◆参加ボランティアの不足。参加者の体調も考慮をし、天候に左右されない場所の確保。 ◆新たな担い手確保に向けた、周知・呼びかけ先の拡大。
聴覚・肢体・視覚障がい者サロン	●ピアセンター主催で、障がいごと・または合同で、それぞれの当事者が集い、交流や情報交換等を行う。また、外出を通じて社会参加を図る。 ●毎月の開催により、多数が参加。	◆高齢化に伴い、拠点まで通うことが難しくなっている。いろいろな場面でサロンの案内はしているが、認知度がまだまだ低い。 ◆地域に出向きながら参加者に声かけしていく。
ピアカウンセリング講座	●障がい者によるピアカウンセリングの良さや有効性の理解を深めるための講座を行う。 ●これまで、難病子ども保健相談支援センター、松原市総合福祉会館や作業所で実施。	◆いろいろなところで、当事者活動を促すもネットワーク化につながらない。理由としては、障害分類が多様化しており、松原圏域だけでは、人が集まりにくい。 ◆他市合同での講座を開いていく。
こども食堂及び地域の居場所づくり事業	●子どもを支える「こども食堂」及び「居場所」づくりを支援するとともに、地域のつながりを深めることを目的に、高齢者を含めた多世代交流の居場所づくりを進める。 ●やんちゃま食堂、にこにこ食堂、はーときっちん、テラス食堂、子どもサロン会の開催の他、合同開催も実施。	◆財源の確保。場所によっては、参加者の偏りがある。食事以外に居場所として、学習支援や遊びの提供でのボランティアの確保。 ◆安定的な財源や食材料の確保を目的として、食堂同士のネットワーク化をすすめ、啓発をすることで、支援の輪を広げていく。

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
おたがいさんカフェ	●おおむね小学校区に身近な活動場所を発掘し、住民が出入りしやすいサロン活動の場として活用していく取り組みを進める。 ●平成 29 年は、こみゅにてぃーひろばニコ（月２回）、デイサービス（月１ 回）での空き時間などで居場所を兼ねたサロンやカフェを実施	◆事業所の空きスペース、時間などの確認が必要。 ◆より身近な地域において、地域包括支援センター、CSW 等の多職種との連携のもと事業をすすめる。
元希者カフェ	●まつばらテラス（月１回）、松寿苑（年９回）、天美荘（年４回）など老人センター５か所で展開。開催は月に１回～２ヶ月１回程度、元希者クラブの協力のもと、カフェボランティア、棒体操リーダー、福祉専門職などが参加し連携しながら、運営している。	◆元希者カフェまで自力での移動が難しい方への参加をどのようにするのかが課題。 ◆第１層・第２層の生活支援コーディネーターが事業を展開し、高齢者の介護予防・生きがいづくりを目的とする。
認知症カフェ	●認知症の方や家族介護者の方が身近な場所でホッとできる場所として、地域包括支援センターなど福祉専門職と協働でカフェを実施。 ・ニコラカフェ（天美） ・ぼちぼちいこカフェ（阿保）	◆認知症の方の送迎や対応を福祉専門職にお願いをしているが、本業もあるため、人的支援の確保が必要。

（２）認知症や障がいに対する啓発・講座や研修の充実

方向性

地域において、支援を受ける側と支援をする側が一体となった交流を促進することで、誰もが地域でともに暮らしていくための相互理解を広く促進し、困った時に支え合える地域づくりを進めます。また、子どものころから多様性を尊重し、障がいや認知症などに対する理解を深めるために、学校に対する福祉教育の推進を働きかけ、福祉意識を醸成しつつ、日常的な行動につなげていきます。

具体的な取り組み

① 障がいへの理解を深める機会の充実

障がいの特性や支援方法を学ぶための講座を開催し、住民の理解を促す機会を作るとともに、ボランティアなどの協力者の育成を進めます。

② 認知症への理解の促進

認知症予防講座の開催などを通じて認知症についての正しい知識の啓発を行うとともに、地域において認知症高齢者及びその家族に対して身近な理解者や見守りの担い手となる「認知症サポーター」を養成します。

③ 福祉教育の推進

学校での教育活動や専門職向け学習会を通して、認知症や障がい者への支援の推進や理解を深める福祉教育を推進します。

取り組みを進める活動

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
認知症サポートプロジェクト	●認知症に関する理解促進と課題解決のための、関係機関の連絡調整・情報交換会議を開催。 ●「まつばら認知症サポートブック」の作成・配布。認知症高齢者徘徊への声掛け模擬訓練協力。	◆参加団体を増やし、認知症の方が暮らしやすい環境を創設していく必要がある。 ◆プロジェクト参加機関だけでなく、関係機関とのネットワークを広げる。
一人歩き声かけ（徘徊）模擬訓練	●徘徊が発生した際などの緊急時に地域で対応できるよう、見守り活動における連絡体制の構築を進める。	◆徘徊模擬訓練などを通じ、見守り活動者のスキルアップと、介護事業所などと連携した連絡体制。 ◆認知症サポートプロジェクトチームが中心となって企画開催する。
Ｖリーグ（障がい者サポーター養成プロジェクト）	●市内の障がい者施設・機関の共催で、障がいに関する理解促進と障がい者に関わる協力者（ボランティア）を増やすことを目的とした、イベント（ボランティア講座）の実施と連絡調整・情報交換会議の実施。	◆年 1 回、市民向けに市内の障害者施設の紹介と障害理解や協力者育成を目的に開催。 ◆協力者が定着できる仕組みを施設と交えての検討が必要となる。
障がい者生活支援センター連絡会（ぴあそーれ）主催の研修会	●障がい者支援に関わる関係者を対象に、障がい理解や支援方法のふり返りや気付きを得るための学習会などを実施。 ●研修会の開催、社会見学の実施。	◆自立支援協議会主催の研修会と生活支援センター連絡会主催の研修会と今後は重複していく恐れががる。 ◆他団体と連携しているため調整しながら、方向性を決めていく。
障がい者生活支援センター連絡会（ぴあそーれ）による相談機関の啓発	●広く支援センターを知ってもらうため、支援が必要な方が適切な相談窓口につながるように、支援センターの職員による地域スーパーでの出前相談を行ってきた。平成 26 年度末で出前相談は終了。 ●市民祭り等で、相談機関の啓発を行っている。	◆相談機関の認知度も上がり、お店での気軽に聞ける出前相談は相談件数との兼ね合いから終了した。 ◆今後は、HP やイベントごとに相談機関の啓発に力を入れていく。
介護予防・認知症予防講座	●福祉委員会などが主催して、地域住民対象の講座を実施。 ●おたがいさんのまちづくりセミナー、福祉委員会主催の福祉委員学習会、地域住民学習会を実施。	◆一般の住民を対象にする際は、テーマの選定やわかりやすく講演してくれる講師を探す必要がある。 ◆参加者のニーズに合った講師を探し、地域に福祉の知識やおたがいさんの気持ちを醸成していく。

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
講師の派遣	●障がい者支援の推進や障がい理解のため、学校や専門職向け学習会で講師をする。 ●福祉教育としてピアカウンセラー等を派遣。	◆ピアカウンセラーが直接講師としていく場合と、地域の担い手として、そこに住む障害者が講師として出向けるように育成が必要。 ◆人権教育、福祉教育として、障害福祉の枠に収まらず、連携していき、地域に貢献できる障害者を育成していく。

２　見守り・防災体制の強化

（１）見守り活動の拡大

方向性

各地区で展開されている小地域ネットワーク活動などを通して、困りごとを抱えた人や孤立している人等を発見し、手を差し伸べるアウトリーチ活動を行うことで、早い段階から、支援が必要な人を相談機関につないでいけるよう、地域の見守り活動の推進を図ります。そのため、安心・安全なまちづくりを目指すセーフコミュニティ活動※をさらに進めます。

また、認知症、虐待などの事例への早期の対応を図る上で、公的な支援と地域住民の連携が重要であるため、地域において要支援者の把握から支援につなぐセーフティネットづくりを進めるように、安心チェック訪問活動を拡充します。

具体的な取り組み

①　見守り活動の啓発

福祉委員会による見守り声かけ訪問やもしもキットの配布など、地域における見守り活動を通して、困りごとを抱えた人を発見できるよう、各活動の趣旨・目的を、地域活動者ならびに対象者にも啓発していきます。

②　連携の場の充実

市健康部（地域包括支援センターを含む）・福祉部・人権及び防災関係部署と社会福祉協議会との情報交換会を実施し、連携を強化します。それによって各参加団体が地域課題を共有し、共通の課題を見つけ連携した取り組みができるよう努めます。

※**松原市におけるセーフコミュニティ活動：**松原市では、子どもから高齢者まで全ての年齢層及び家庭、職場、学校など、あらゆる環境におけるけがや事故などのデータから、外傷特性を分析し、「子どもの安全」、「高齢者の安全」、「交通安全」、「犯罪の防止」、「自殺予防」、「災害時の安全」の６つの重点テーマを決定し、各課題に対する対策委員会を設置して予防活動の検討、実施を進めています。

平成 25 年 11 月 16 日には、大阪府で初めてとなるセーフコミュニティ国際認証都市となり、平成 30 年 11 月の再認証取得が内定しています。

取り組みを進める活動

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
見守りネットワーク会議	●地区福祉委員、民生委員・児童委員、その他見守り活動を展開しているそれぞれの主体同士が連携しながら活動する環境づくりのために、見守り活動の報告をする会議を定期的に開催する。 ●町会、地区福祉委員会、民生委員、老人クラブ、包括支援センター、CSW 等の連携による高齢者等見まもりチームの設置。見まもりチームによる安心チェック訪問と要援護者への支援検討会議を通じ、要援護者の把握と支援のネットワークを構築。平成 29 年度 2,158 名。	◆担い手の高齢化・固定化による担い手の不足。プライバシーの保護の観点により、情報の収集に反対されることもある。 ◆地域全体による支え合いの意識の醸成を図ることや見まもりチーム活動の拡大に向け、社協や地域の主催による、孤立・孤独死、認知症などをテーマにした学習会の開催を進める。
小地域ネットワーク推進会議	●市健康部（地域包括支援センターを含む）・福祉部・人権及び防災関係部署と社会福祉協議会との情報交換会の実施。福祉委員会が実施するインフォーマルサービスとの相互補完などについて検討する。 ●市福祉総務課(CSW)、包括支援センター(2 か所)、CSW（2 か所)、社協（ボランティアセンター、生活支援コーディネーター、福祉委員会担当)が参加をして年 12 回実施。	◆各団体とも業務が多忙なため、参加が難しい時がある。 ◆おたがいさんのまちづくりセミナーを開催し、おたがいさんの気持ちを醸成し、おたがいさんの気持ちで生活を送ることができるまちづくりを実践していく。
見守り声かけ訪問	●福祉委員会が地域内の高齢者等の自宅を定期的に訪問し、安否確認・見守り等を行う。 ●平成 29 年度は、1,129 名に対して見守り活動を実施。	◆個人情報の保護を理由に、対象者の情報の把握や訪問が難しくなっている。新たに居住する住民と従前より居住する住民との近所づきあいに心理的距離がある。 ◆地域内の団体や福祉関係団体と連携と情報を共有し、いざという際に備えていく必要がある。
もしもキット配布（あんしんカード配布）	●困ったときや緊急時にすぐに相談できる場所が分かるよう、連絡先を記入するためのカードを配布。 ●見守り対象者への配布。三宅、河合地区などを中心にあんしんカードから切り替えを行っている。	◆もしもキットの配布が始まったが、老人クラブ等からも配布されており、持っている方と持っていない方の把握が難しい。 ◆新規の見守り対象者へ配布を進めていく。

（２）災害時の支援体制の仕組みづくり

方向性

高齢者や障がい者などの、避難行動要支援者の支援制度についての周知を図るとともに、避難支援等関係者に対し、災害時の活動や避難行動要支援者への対応についての情報提供を行います。

また、地域住民の防災意識や自分たちで地域を守る意識の高揚とともに、地域の福祉施設などを活用しつつ地域が一体となるように、日ごろから顔の見える関係をつくる活動を推進します。

さらに、災害時において、災害ボランティアがより効果的に活動できるように、災害ボランティアセンター運営の基盤整備や災害ボランティアの育成を進めます。

具体的な取り組み

① 災害時の要援護者支援体制の構築

災害時の助け合いに備えるため、自治会・町会や地区福祉委員会などの地域組織が連携し、地域内の高齢者や障がい者、子育て中の親子など、見守りが必要な人を把握します。また、地域で展開されている見守り活動、防災活動への支援の充実や、より一層の推進を図ります。

② 地域の防災体制の強化

当事者、ボランティア団体、関係機関などで、災害時の要援護者を支援するための組織・仕組みを立ち上げ、地域住民を含めて連携を行うためのきっかけづくりを図ります。また、地域において、高齢者等の見守り活動やサロン活動を通じて、日ごろから顔の見える関係をつくります。

③ 災害ボランティアセンター運営の基盤整備

関係行政及びボランティア団体とも協議し、災害ボランティアを養成・育成するとともにボランティアセンター機能の充実を図り、災害ボランティアセンターの基盤整備を進め、災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成します。

取り組みを進める活動

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
要援護者の把握と情報共有	●地域の各種団体が連携し、高齢者等の見守り活動やサロン活動を通じて日ごろから顔の見える関係をつくる。 ●高齢者の見守り活動やサロン活動で情報を収集し、日ごろから顔の見える関係をつくっている。	◆見守り活動やサロン活動への参加者の固定化。 ◆見守り活動やサロン活動をより活発にし、周知に力を入れ参加者を増やす。
要援護者の安否確認と支援体制の整備	●地域の各種団体が連携し、災害時の安否確認や避難時、避難後の支援体制を整備する。 ●聴覚障害者とともに考える防災ネットワークを立ち上げ、年６回会議や研修会を実施。他市より講演依頼があり、啓発にも努めている。	◆地域住民との関わりを増やし、障害のある人と無い人をつなげていくことが必要。個別に家庭訪問を実施している。 ◆啓発活動を行い、災害時に要援護者に情報提供してもらう。
災害ボランティアセンターの基盤整備	●関係機関や行政、ボランティア団体とともに災害に備えるため、災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成を行う。 ●災害時職員初動対応マニュアルを作成した。	◆作成された災害ボランティアセンター運営マニュアルを用いた訓練などを実施し、意識向上を図る。また、災害時のボランティアを養成し、災害に備える。

３　地域活動の担い手やボランティアの育成

（１）地域福祉活動主体の育成

方向性

地域福祉活動の周知を図るとともに、地域住民が参加しやすい仕組みづくり、活動の新たな担い手などの福祉に係る人材の育成に努めます。

また、ボランティア活動先やプログラムの充実を図るとともに、ボランティア自身が持つ特技や趣味を活かして気軽に活動できる仕組みづくり・仕掛けづくりを進めます。

新たな活動の担い手として、高齢者の社会参加活動を通じた介護予防、生きがいづくりを目的にした活動員（きらり活動員）や認知症サポーターなどが、介護保険事業所連絡会等やＮＰＯ法人などと連携しながら、主体的に地域活動ができる取り組みを推進します。

近年の自然災害に対応し備えるため、災害ボランティアの養成を行い、防災に取り組みます。

具体的な取り組み

①　地域福祉の担い手の育成

退職期を迎えた世代をはじめとする、地域の中にいる専門的な能力や技術を持った人材が、気軽に地域活動や福祉活動に参加・参画できるよう促進します。また、学生やシニア世代などの対象者別や、テーマ別の講座・学習機会を設け、参加のきっかけをつくります。

②　地域活動への支援の充実

ボランティア団体などの地域団体が活動しやすいような環境をつくるため、活動プログラムの提案や必要な情報の提供などの支援を図ります。

取り組みを進める活動

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
活動プログラムの提案	●地域活動主体が自主的に活動していくために、プログラムを提案していき、主体が検討して活動を展開していく体制を進めていく。 ●ボランティア、福祉委員会、一般向けセミナーなどで先進的な取り組みを紹介。	◆認知症カフェへの視察を行い、おたがいさんカフェの実践につながった。 ◆施設等の協力を得ながら、おたがいさんカフェの実施場所を増やす。
テーマを設定したボランティア講座の開催	●テーマを設定してボランティア講座や勉強会等、ある程度の期間に参加し続ける機会を設定し、参加者が組織化して活動していく基盤づくりとして取り組む。 ●平成 29 年度は、傾聴ボランティア養成講座（ボランティア連絡会共催）を実施。	◆ボランティアをしたいと思うようなテーマを設定できるかが課題。 ◆情勢や活動者のニーズに応じたテーマを設定していく。 ◆災害時のボランティアを養成し、災害に備える。
Ｖリーグ（障がい者サポーター養成プロジェクト）（再掲）	●市内の障がい者施設・機関の共催で、障がいに関する理解促進と障がい者に関わる協力者（ボランティア）を増やすことを目的とした、イベント（ボランティア講座）の実施と連絡調整・情報交換会議を実施。	◆年 1 回、市民向けに市内の障害者施設の紹介と障害理解や協力者育成を目的に開催。 ◆協力者が定着できる仕組みを施設を交えて検討が必要となる。
ボランティアや福祉委員対象の研修会	●ボランティアや福祉委員の活動に役立つ内容をテーマとした学習会、スキルアップ講座などを実施。 ●おたがいさんのまちづくりセミナー年 3 回実施。	◆福祉専門職と福祉委員・ボランティアなどのニーズが違うために、テーマによっては参加者にばらつきがある。 ◆参加者が希望しているテーマで、普段の活動に活かしていけるような内容の学習会を企画する。
新たなボランティアの呼びかけ	●ボランティア募集情報やボランティア団体の活動紹介などを、広報紙やホームページ等で広く市民に告知すると共に、講座や交流イベントなどで新たな希望者を呼び込み、活動のきっかけを増やす。 ●社協まつばら、ホームページを活用し、ボランティア募集情報を発信。ボランティア講座、ボランティア市民活動フェスタ、ふれあい交流運動会などでも呼びかけた。	◆講座やイベントへの参加、行事手伝いなどの単発的な活動や、学生のボランティア体験の参加はあるが、継続的な活動になりにくい。 ◆グループの立ち上げや運営の支援など、継続的な活動ができるよう支援する。

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
介護予防支援きらり活動事業	●高齢者の社会参加活動を通じた介護予防、生きがいづくりを目的に、地域を支えるための活動員（きらり活動員）を養成し、施設等への活動受入機関で活動等に従事した時間に応じてポイントを付与し介護予防を図り、新たな担い手として活動する。 ●平成 29 年度は、きらり活動員養成研修 4 回。きらり活動員登録者数 183 名。登録受入機関 42 機関。うち、受入があった機関 34 機関。	◆養成研修を行っても、定員に満たないことが多い。登録をしていても活動先とのマッチングがうまくいかず、活動につながっていない場合もある。 ◆定期的なフォローアップ研修や受け入れ機関との顔合せなどを行っていく。
認知症サポーター養成講座ステップアップ講座	●地域住民等に認知症の正しい知識と理解を普及啓発するために、認知症に関する講座（認知症サポーター養成講座）を行い人材の育成に努める。 ●平成 29 年度は、認知症サポーター養成講座 30 回、受講者 945 名。認知症ステップアップ講座 1 回、受講者 111 名。	◆講師役としてのメイトが同じ人が行うことが多い。 ◆講師役としてのメイトを多く募り、さまざまな方が認知症サポーター養成講座に関わり、啓発を広げていく。
小中学校向けの認知症サポーター養成講座	●小中学生向けには、認知症サポーター養成講座の理解を深めるため、高齢者の擬似体験装具（特殊眼鏡、手足の重りなど）を装着。装着しながら日常生活動作を擬似的に体験することで、加齢による身体的な変化（筋力、視力などの低下）を知り、高齢者の気持ちや、コミュニケーションの取り方を体験。気持ちを養い、次世代のボランティアを育てる。 ●平成 29 年度は、小学生向け講座 13 回、中学生向け講座 4 回、子ども会 1 回、605 名。	◆小学生をはじめとする学生の受講者が増えてきているので、対象者に合わせた講座を実施する必要がある。 ◆全小中学校を対象に、福祉教育として、取り組んでもらう。
災害ボランティアの養成	●近年の自然災害に備えて、災害ボランティア養成を行い、災害時の人材確保を行う。	◆災害ボランティアセンター運営マニュアルを用いた訓練などを実施し、意識向上を図る。

（２）ボランティアセンターの充実

方向性

ボランティア等へ若者やシニア世代の参加を促進するため、必要性と意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動等の情報発信やボランティア講座の開催、ボランティア参加機会の提供の充実に努めていきます。

また、活動に関わるグループ・団体の活動内容が充実していくよう、必要な情報提供や助言、コーディネートにより活動を支援します。

具体的な取り組み

① コーディネート機能の強化

ボランティアセンターでボランティア活動をしたい人･してほしい人の相談やマッチング業務、活動団体への支援、講座や交流会などを実施し、活発なボランティア活動の促進を図ります。

② 情報発信の整備

他機関や他市町村も含めたボランティア募集情報の収集や､広域的な発信体制の整備など、ボランティアに関連する情報提供・情報共有の充実を図ります。

取り組みを進める活動

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
ボランティア関連情報の受発信	●さまざまな分野の活動を提供できるよう情報収集に努め、一般市民や登録ボランティア、ボランティア団体等に、広報紙やホームページ、郵送などでボランティア募集情報やイベントなどの情報を提供する。 ●登録ボランティアやボランティア団体・学校への情報郵送、社協広報への掲載、市広報への掲載。市内公共施設でのチラシ設置随時、ホームページ掲載常時。	◆他機関や他市町村も含め広くボランティア募集情報を収集。広報紙は全戸配布、ホームページは直ちに更新するなど、広域・迅速な情報提供を行っているが、さらに若い世代への発信として、SNS の積極的な活用が必要になる。 ◆告知媒体の種類を増やすと共に、公共施設や自治会など告知先の範囲・数を増やし、さらに広域的な発信体制を目指す。
情報共有データベースの作成	●情報共有を進めるため、データベースをボランティアセンター内に設置し、随時活用できるような仕組みを整える。 ●情報共有のデータベースを構築し、情報の更新に努めた。	◆他機関と連絡会議等により情報共有、企画の共同実施などを行っているが、登録者等の個人情報の共有までには至っていない。 ◆連絡会議等による情報共有を進める。
多彩なボランティア活動メニューの開発	●男性や子育て世代、学生、勤労者などが参加したいと思う活動メニューや、平日の昼間以外の活動メニューを開発することで、活動しやすい環境づくりを図る。 ●平成 29 年度は、傾聴ボランティア養成講座の受講者をボランティアグループとして組織化。	◆傾聴ボランティアグループとして、独立して活動をしていく必要がある。 ◆ボランティアを募りたい団体のニーズを掘り起こすなど、活動先を開拓する。
ボランティア連絡会の支援	●ボランティア関係者の交流や情報交換・学習をはじめ、ボランティア活動を活発にするための取り組みを行っているボランティア連絡会に対し、情報提供やアドバイス、助成金の交付などの支援を行う。 ●平成 29 年度の加盟団体 12 団体。ボランティア講座開催、ボランティア市民活動フェスタ開催、おたがいさんカフェの開催、日曜大工ボランティアグループや傾聴ボランティアグループの支援、プルトップ収集などを実施。	◆ボランティアの高齢化やボランティアグループの解散などによる、加盟団体の減少、後継者不足。 ◆新たな担い手確保に向けて、活動を広く市民に知ってもらうため、facebook などを有効に使った幅広い年代への情報発信や、フェスタなどでの周知を図る。

４　生活を支える福祉サービスの充実

（１）地域情報ネットワークの強化

方向性

自治会・町会、民生委員・児童委員、各種団体などによるネットワークの強化により、お互いの活動状況や地域の情報・課題を共有・検討する場を設け、それぞれの活動のさらなる展開を促進します。

また、地域組織による支え合い機能が発揮されるよう、ボランティア団体等の地域団体が活動しやすいような環境をつくるため、必要な情報の提供や共有などの支援を図ります。

具体的な取り組み

① 小地域ネットワーク会議の充実

自治会・町会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ＮＰＯ法人、ボランティア活動団体等、それぞれの地域で活動している担い手が集まり、事例検討や勉強会などを実施し、地域活動の支援を行い、地域ごとに、さまざまな団体が連携し、交流を図れるよう努めます。

② 社会福祉協議会における事例の蓄積と発信

コミュニティソーシャルワーカーや福祉委員との事例発表や活動報告、情報交換を行う場を継続的に設置するとともに、得られた情報を地域に還元し、同じような事例が発生したときに素早く対応できる体制づくりを進めます。

取り組みを進める活動

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
小地域ネットワーク活動の充実	●見守り活動と集団で集まる場づくりが活動の主軸となっており、それぞれ地域のなかで連携を図りながら活動を進める。 ●平成 29 年度は、26 地区で実施。	◆各福祉委員会で見守り活動・いきいきサロン・ふれあい食事会などを実施。高齢化で対象者が急増しているが、担い手も高齢化している。 ◆新たな担い手を探していくとともに、地域内の団体や福祉関係団体と連携する。
小地域ネットワーク会議の充実	●おおむね小学校区を基盤とした地域単位で、自治会、老人クラブ、ＮＰＯ、ボランティア活動団体等、それぞれの地域で活動している担い手を招集し、事例検討や勉強会など、地域活動に還元できるような取り組みを進める。 ●平成 29 年度は、26 地区で実施。	◆活動の内容が多岐にわたるため、地域によって活動に対しての温度差がある。特に見守り活動は、メンバーが交代する地域もあり、内容の継続性に課題がある。 ◆地域の実情に応じて、課題を発見し、課題解決のための活動を行っていく。活動が継続されるよう、引継ぎを円滑に行う。
福祉委員長会議	●福祉委員長会議を２ヶ月に１回開催し、主に地区ごとの情報交換を行う。 ●平成 29 年度は、年 6 回実施。	◆福祉委員会活動支援としての福祉情報・資材の提供、地域課題の共有、地区間の情報交換を実施。 ◆各委員会のモチベーションが上がるように学習会的要素を取り入れる。
福祉委員サロン	●２ヶ月に１回開催。地域での取り組みに役立つプログラムや社会資源などの情報収集の場とする。 ●福祉委員啓発用パネル展、配食サービスのための調理実習を実施した。	◆パネル展では、福祉委員会活動の市民への啓発を通じ、福祉委員と市民との相互交流と福祉マインドの普及を行っているが、積極的に関わる地区やメンバーが決まっている。 ◆各委員会のモチベーションが上がるように、企画立案への参加を促したり、プログラムの内容を工夫する。
福祉委員交流会	●年に１回開催。全体会議として、事例発表や活動報告、情報交換を行う。 ●福祉委員啓発用パネル展として実施した。	◆福祉委員会活動の市民への啓発を通じ、福祉委員と市民及び福祉委員同士の相互交流と福祉マインドの普及を行っているが、積極的に関わる地区やメンバーが決まっている。 ◆各委員会のモチベーションが上がるように、企画立案への参加を促したり、プログラムの内容を工夫する。

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
学習会	●ボランティア・福祉委員・専門職や市民などを対象に、テーマを設定して学習会を開催する。 ●社協主催の学習会　年７回実施。各地区福祉委員会では８地区で21回実施。	◆福祉専門職と福祉委員などの住民組織との交流を目的に実施をしているが、両方が共通して抱える課題に即したテーマを設定することが難しく、テーマによっては参加団体に偏りがある。また、福祉委員として活動している期間にばらつきがあるため、既存の知識の差があり、必要としている学習内容がそれぞれである。 ◆福祉専門職と福祉委員などの住民組織との交流を積極的に行い、協働してまちづくりを行えるようにする。参加者に学びたい内容をあげてもらい、テーマを選定していく。新任の福祉委員など任期が短い委員には、わかりやすい内容で実施していく。
コミュニティソーシャルワーカーとの意見交換	●コミュニティソーシャルワーカーとの継続的な意見交換の場の設置。 ●市福祉総務課(CSW)、包括支援センター(2 か所)、CSW（2 か所)、社協（ボランティアセンター、生活支援コーディネーター、福祉委員会担当)が参加をして年 12 回実施。	◆各団体とも業務多忙のため、参加が難しい時がある。 ◆おたがいさんのまちづくりセミナーの内容検討の他、情報交換や地域課題の共有、協働に取り組む。
【新規】生活支援体制整備事業	●安心安全のまちづくり・地域づくりを住民参加と協働による地域包括ケアシステムの構築と実現に向け、生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、協議体の運営や担い手育成、生活圏域会議、地域診断、元希者カフェなどに取り組む。	◆高齢者を支えるために、何が必要なのか、市全域や生活圏域、小地域に分かれて話し合い、地域の資源等の情報交換を行い、今後を資源の開発などに取り組む。
【新規】子ども居場所づくりネットワーク会議	●松原市、松風福祉会、松原市民生委員児童委員協議会、まつばらボランティア連絡会、NPO 法人やんちゃまファミリーwith、松原高校、ふーどばんく OSAKA が参加して、安心して生活できる子どもの居場所づくりを考える。	◆子どもの居場所づくりをすすめるため、共同募金のテーマ型募金の実施や新たな居場所をつくる方への支援を行い、ネットワーク会議の参画者を広げる。

（２）相談支援ネットワークの充実

方向性

さまざまな媒体や機会を活用し、相談窓口に関する情報を広めることで、困った時に相談できる場を周知するとともに、地域の関係機関とも連携することで、地域における各々の相談窓口が有機的に連携し、総合的な相談支援ネットワークとして機能するような体制を充実させます。

また、地域住民による見守り活動などから把握されたニーズが、相談内容に応じて円滑に支援機関につながり、各相談窓口の連携のもと包括的な対応ができる仕組みづくりを進めます。

「生活困窮者自立支援法」に基づき、現に経済的に困窮している生活困窮者を早期に発見し、問題が深刻化する前に包括的な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図っていきます。

具体的な取り組み

① 相談支援ネットワークの強化

コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーとの連携体制の整備をはじめ、医療や保健、福祉における専門職や相談機関が、情報交換や交流を行い、ネットワークを持つ機会をつくります。

② 相談機能の強化

地域包括支援センターにおける窓口相談、電話相談、訪問相談や、民生委員の協力を得て行っている心配ごと相談など、さまざまな相談窓口の充実を図ります。

③ 身近な相談窓口の充実

福祉委員会独自で、学校のランチルームや体育館や空き室、商店街の空き店舗など、住民が参加しやすい場を発掘し、住民が出入りしやすい身近な相談の場づくりを進めます。

④ 生活困窮者への自立支援

生活困窮者に対し、困窮状態の早期脱却を図るため、自立支援事業を進めていきます。

取り組みを進める活動

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーとの連携体制の整備	●地域の活動から課題を吸い上げて解決策を検討し、また事例を蓄積する場としての機能を目指し、コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーとの連携の充実を図る。 ●市福祉総務課(CSW)、包括支援センター(2 か所)、CSW（2 か所)、社協（ボランティアセンター、生活支援コーディネーター、福祉委員会担当)が参加をして年 12 回実施。	◆各団体とも業務多忙のため、参加が難しい時がある。 ◆おたがいさんのまちづくりセミナーの内容検討の他、情報交換や地域課題の共有、協働に取り組む。
人的ネットワークの構築	●医療や保健、福祉における専門職との情報交換や交流の機会を設け、地域活動の担い手が人的なネットワークを持つ機会をつくる。 ●町会、地区福祉委員会、民生委員、老人クラブ、包括支援センター、CSW 等の連携による高齢者等見まもりチーム設置。見まもりチームによる安心チェック訪問と要援護者への支援検討会議を通じ、要援護者の把握と支援のネットワークを構築。平成 29 年度 2,158 名。	◆担い手の高齢化・固定化による担い手の不足。プライバシーの保護の観点により、情報の収集に反対されることもある。 ◆地域全体による支え合いの意識の醸成を図ることや見まもりチーム活動の拡大に向け、社協や地域の主催による、孤立・孤独死、認知症などをテーマにした学習会の開催を進める。自治会等との連携や行事の協働を進める。
地域支援事業 地域ケア会議	●地域包括支援センターにおける取り組みとして、ケア会議への出席または開催、ケース会議への出席。 ●平成 29 年度は、地域ケア会議　困難事例を多角的な視点で議論を行う A 会議 12 回、居宅介護支援事業所の個別ケースを検討する C 会議 12 回の実施。	◆地域ケア会議を通じて、各関係機関のと連携が進んだ。 ◆地域ケア会議を定期的に行い各関係機関との連携を進める。
総合相談	●地域包括支援センターの取り組みとして、窓口相談、電話相談、訪問相談による、高齢者に係る総合的な相談事業を実施する。 ●平成 29 年度、新規の相談件数は 1,933 件、述べ相談件数は、7,889 件（包括 2 箇所の合計)。	◆虐待ケースや精神疾患等により多問題を抱えている困難ケースへの支援が多く長期化してきており、地域住民や関係機関、専門機関等との連携の強化が必要。 ◆地域ケア会議を定期的に行い、困難ケースに対して検課題解決へ向けた検討を行う。

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
ひきこもり支援ネットワーク会議	●関係機関がケースカンファレンスや情報交換、連絡調整などを行う。 ●平成 29 年度は、青年自立支援ネットワーク会議（月 1 回）にて、障害福祉課ＣＷ・若者自立支援担当者・生活支援センター支援担当者・カウンセラー・ＣＳＷによる、状況報告と支援方法を協議した。	◆検討する対象者がセンターに来所する数名に限られており、その対象者に関する状況変化は把握する事が出来るが、来所しなくなった場合の継続支援が途切れる事がある。 ◆限定された対象だけでなく、裾野を広げて検討していく。
障がい者生活支援センター連絡会（ぴあそーれ）	●関係機関が事例検討や情報交換、連絡調整などを行う。 ●毎月実会議を実施。勉強会は年数回実施。	◆複数の生活支援センターが参画し、事例検討や情報交換を行っている。ケース検討がもっと充実していけばよいかもしれない。 ◆自立支援協議会との兼ね合いに調整が必要かもしれない。認知度が進み、病院や他の支援機関からの問合せが急激に増えている。
南河内障がい者支援センター連絡会	●南河内地域のピアカウンセリング実施機関が、相談活動や社会資源の活用などについて情報交換を行う。 ●奇数月会議を行い、年 2 回程度研修会を実施している。	◆他市の状況が把握でき、有益なことも多いが、自市に反映できないことも多い。 ◆情報共有を今後もしていき、南河内全域が相乗効果を出せればよいと思われる。
就業・生活支援実務担当者会議	●南河内北圏域の関係機関が障がい者の就労・生活支援に関する意見交換・情報交換を行う。 ●実務者会議としては平成 26 年度で終了。拡大会議として研修会を実施している。	◆就業・生活支援センターが別の呼びかけにて会議を再構築している。 ◆就労拡大会議として再構築された。相談機関と就労継続支援事業所との連携を重視している。
松原市地域自立支援協議会	●障がい者関係機関のネットワークを推進するため、地域課題の共有や意見交換、情報交換、課題解決の仕組みづくりの検討などを行う。 ●運営機関として参画している。平成 29 年度は、運営会議 9 回定例会 7 回	◆運営機関として参画しているが、基幹型や他機関との調整もあり、進捗状況が緩やかになる。 ◆障害福祉課、基幹型、委託相談事業所と役割を明確にする必要があり。
高次脳機能障がい南河内圏域地域支援ネットワーク会議	●高次脳機能障がい者に対する支援体制の確立のためのネットワークの構築を図るための会議への参加。 ●南河内圏域で主体市が持ちまわりで啓発普及事業を実施している。	◆平成 27 年度は南河内ブロックで松原市が主催市であった。ブロック研修会では当事者に交じりコーディネートする。当事者組織を目指しているが、主となる拠点や人が居ない。 ◆在宅生活での居場所の確保や復職・就労といった会社の理解や賃金など調整が必要になる。

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
松原市生活困窮者自立相談支援事業	●生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対し、相談内容に応じた必要な情報提供及び助言を行うとともに、本人と一緒に生活再建に向けた支援計画を考えて実施することにより、自立の促進を図る支援を行う。 ●計画から実行に至る進行が本人に合わせた内容で展開された為、平成 29 年度は、支援の終了に至った件数が 12 件と増加した。	◆事業の周知活動がなされておらず、本来の相談者の受け入れが行えていないように思われる。 ◆自立相談支援の実績評価がさらに求められてくる。市とも協議の上、周知活動を積極的に進めていく必要がある。
松原市生活困窮者家計相談支援事業	●家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生するよう支援を行う。 ●平成 29 年度の支援終了の実績は、3 件。	◆早期の困窮状態からの脱却を目的に、自立相談支援と就労支援との連携を充実する。 ◆家計相談支援が平成 30 年度の法改正で、家計改善支援事業と名称変更となる。次回の法改正では必須事業となる見込みである。支援の方向性が確定してくると思われるので、それに合わせた対応を行う必要がある。

（３）日常生活を支援するサービスの向上

方向性

複雑化・多様化している福祉サービスへのニーズに対応するため、関係機関との連携のもと、各種制度に基づいた支援体制の充実を図っていきます。

また、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して健康で明るい生活が送れるよう、介護や外出支援、買い物、食事の支援といった日常生活の援助など、地域活動による支援と公的なサービスとが連携した支援体制の構築に努めます。

具体的な取り組み

① 福祉サービスの向上

各種福祉サービスとの連携を図り、高齢者・障がい者等の支援体制を強化します。また地域のニーズを把握し、必要な福祉サービスの充実に努めます。

取り組みを進める活動

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
地域支援事業 地域ケア会議	●地域包括支援センターが取り組む事業として、主に高齢者に係る問題について地域ケア会議への参加、またブランチ（各地域の相談窓口）との連携を図る。 ●平成 29 年度は、地域ケア会議　困難事例を多角的な視点で議論を行う A 会議 12 回、居宅介護支援事業所の個別ケースを検討する C 会議 12 回の実施。	◆地域ケア会議を通じて、各関係機関のと連携が進んだ。 ◆地域ケア会議を定期的に行い各関係機関との連携を進める。
あんしんキーホルダー事業	●事前に登録した独居高齢者等が、緊急連絡先（地域包括支援センター等）が記されたキーホルダーを携帯することで、外出先で倒れたり、事故にあった時など、身元の確認が必要な時に活用する。 ●平成 29 年度新規 7 件、総計 114 件。	◆一津屋住宅の見まもりチームと連携して実施しているが、通院先の変更や死亡・入所・転居等の動態把握が難しい。 ◆高齢化率の高い公営住宅にて実施しているが、見まもりチームメンバーとの連携を強化し、対象者の把握や支援の充実を進める。 ◆他の地域にも、町会、福祉委員会と協働しながら広げてゆく。

（４）社会福祉協議会の基盤強化

方向性

社会福祉協議会が、地域福祉推進の中核的な組織として、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、社会福祉協議会に対する地域の住民や関係機関・団体などの理解・協力が必要です。

そのため、社会福祉協議会のことをよく知ってもらい、皆様とともに地域で支え合う仕組みづくりを進めていけるよう、事業推進のための組織体制の整備・財政基盤の強化など効果的な運営基盤の整備を行っていきます。

具体的な取り組み

① 活動基盤の強化

地域福祉の推進における中核的役割を担う組織としての位置づけのもと、社会福祉協議会の組織・基盤強化に努め、積極的な活動展開を行い、地域の状況に応じたさまざまな支援を行う体制をつくります。

② 財源の確保

社会福祉協議会の機能を強化し、既存制度では対応しきれない制度の狭間の方々を支援し、不足する社会資源の開発を進め、更なる地域福祉活動の充実を図るため、社会福祉協議会の会員・会費募集、共同募金運動などの財源の確保に努めます。

取り組みを進める活動

主な事業	事業内容・実績	課題・方向性
地域活動内容の把握	●財源の有効活用を図るため、地域活動の内容把握に向けた取り組みを進める。 ●予算や決算において、事業内容ほ精査している。	◆事業の方向性の再確認。 ◆地域福祉活動計画に沿う委託事業の受託をすすめる。
活動に応じた支援体制	●活動内容に応じて支援をするため、活動主体の把握に努め、共同募金の有効活用など、状況に応じた支援を行う体制をつくる。 ●共同募金のボランティア団体への配分を実施。	◆NPO 団体やボランティア団体などへ臨時への支援体制不足 ◆共同募金、善意銀行などを用いた臨時の支援体制を検討。
住民会員・会費の拡大	●会員の増員を図るため、住民への理解を求める機会を積極的に生み出し、地域福祉活動財源の基盤強化を図る。 ●平成 29 年度は、事業所会員 151 件、個人会員 3,278 件、組織構成会員 71 件。	◆会員名称の変更を行い、会費をわかりやすい表現にした。 ◆各会員の拡大を図る。
情報収集	●民間や行政からの助成金について情報収集を行い、有効活用を進める。 ●平成 29 年度は、大阪府社会福祉協議会や各種団体が実施する助成金についての情報をファイルに保管し、NPO 等に情報提供。	◆助成基準があり活用は難しいが、軽自動車の購入などの活用を検討 ◆軽自動車の助成金の活用や、NPO 法人など他団体へも情報共有し、情報収集に努める。
社会福祉協議会基盤強化計画の策定	●活動の連携の基盤となる体制を強化するため、「社会福祉協議会基盤強化計画」を策定する。 ●平成 29 年度は、社会福祉協議会基盤強化計画の策定のため情報収集に努めた。	◆会計士など専門家とともに、財務面での改善に取り組んでいるが、社会福祉法改正による定款変更なども課題。 ◆社会福祉法改正による、定款変更など運営面の強化に努める
【新規】地域貢献委員会	●市内の社会福祉法人の施設がさまざまな地域福祉課題に取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とするために委員会を組織。	◆できるだけ多くの社会福祉法人に活動への参加を呼びかける。
【新規】テーマ型募金	●こども食堂、子どもサロン等子どもの居場所への支援をテーマとした募金を実施。市内の子ども食堂実施団体へ配分する。	◆募金の呼びかけ・周知先の開発。 ◆配分方法・基準などの整備。

第４章　重点施策

１　見守り活動の充実

松原市子どもの実態調査（平成 28 年度実施）によると、生活困窮度が高いほど、どこにも相談しない傾向があることがわかりました。

また、市民アンケート結果（平成 30 年度実施）からは、社会的に孤立している人が４人に１人という状況にあり、地域での人間関係の希薄化が背景にうかがえます。

このように、地域で複合的な課題を抱える人、制度の狭間にあって適切な支援が受けられずにいる人が、相談もできずに社会的孤立に陥ることがないように、地域の見守り等の活動を通して、それらの困っている人を早期に発見し、支援につなげていく体制が必要となります。

松原市では窓口拠点を整備し、総合的な相談支援ができるような体制づくりを図っています。今後は、生活困窮や、相談をせず一人で抱えているような人を発見して手を差し伸べ、必要な支援へとつなげていくような、日常的な見守り活動を行うとともに、地域住民と福祉の専門職など多職種連携で行う高齢者等見まもりチームを松原市内に広げ、民間事業所とのネットワークを進めるなど、社会的孤立を防ぐ見守り活動の充実を図ります。

多職種連携による見守りネットワーク

（高齢者等 見まもりチーム）

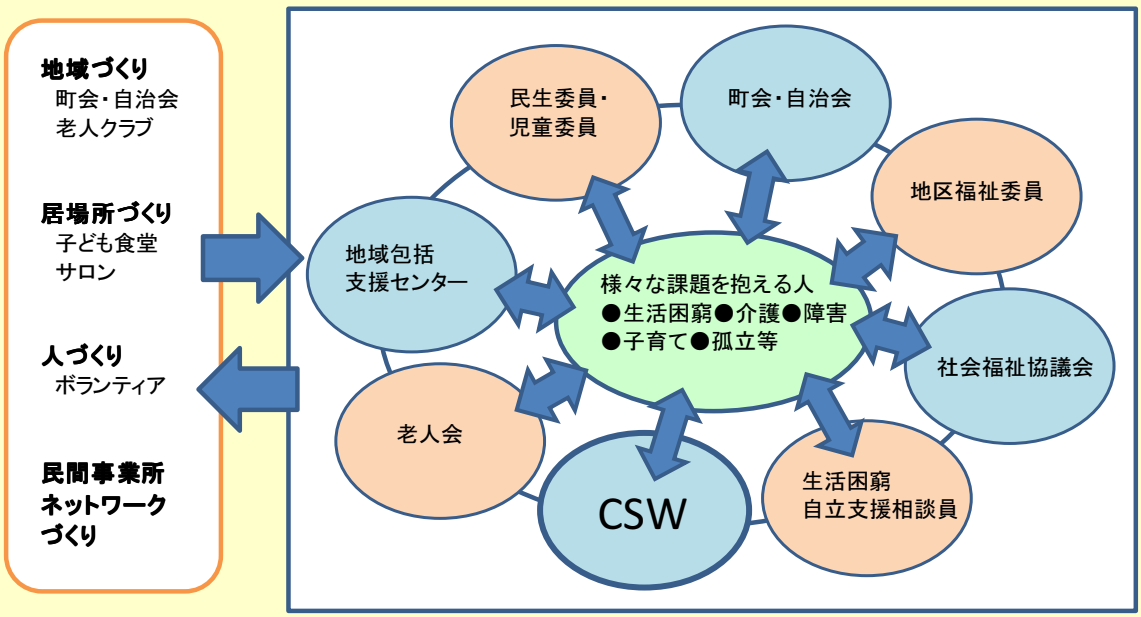

２　地域の居場所づくり

本市の地域福祉に関する市民アンケート結果によると、地域の人に助けてもらいたいこととして、「災害が起こった時の助け」という回答が最も多くなっていました。また、地域における活動や行事がもっと活発に行われるようにしていくために大切なことをたずねたところ、住民同士が困ったときに助け合える関係、挨拶ができる程度の顔見知りの関係という回答が多くみられました。

そのため、地域で災害時など、いざというときに孤立することがないように、住民が主体的に地域での行事やサロン活動等に参加し、日ごろから声をかけ合い交流を深めるために、地域での居場所づくりや互いに助け合える地域づくりが一層必要となります。

今後は、ある特定の対象層が集まれる場だけでなく、子どもからお年寄りまで、多世代の交流ができるような年代を超えた居場所づくり、拠点づくりが求められます。住民・多職種参加型地域診断の話し合いの中でも、参加者より、「買い物の途中のスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどでも腰掛用のいすやカフェのスペースがあり、交流を行っていけるのではないか」との意見もあり、今までとは違った場所での居場所として、協力を進めていきます。助け合いのまちづくりに向け、あいさつや声かけを基本に、松原に住む市民一人ひとりがつながって、お互いのことを分かり合えるような関係を広げるため、向こう三軒両隣から近隣、地域へと福祉の絆の拡大を図ります。

３　ボランティア活動の充実

市民アンケートによると、ボランティア活動への参加意向は、すべての年代において「機会があったら参加したい」という回答が３割程度となっていました。また、ボランティア活動に関心がない人の理由として、「忙しくて時間がない」という回答が最も多く、「活動の情報が得られない」という回答も１割強ありました。

そのため、ボランティア活動の活性化に向けては、潜在的な参加意欲を実践につなげ、また、無関心層にも届くようアピールするなど、ボランティアの機会や活動に関する情報について、一層の普及・啓発が必要となります。

今後は、新たなボランティア活動を広げるため、関心が高い災害ボランティアや傾聴ボランティアなど多彩なボランティア養成や、特技を活かしたボランティア活動などの情報を、ホームページ上で発信し、市民の関心や参加を高めていくような取り組みを推進します。

第５章　計画の推進に向けて

１　包括的な支援体制の推進

これからの地域福祉において「地域住民」は、地域福祉の推進に努める主体として位置づけられています。しかし、自分を中心に家族で支え合う「自助」の機能は低下しており、こうした現状を補うため、行政を中心に公的な福祉サービスを提供する「公助」での対応、隣近所での助け合いや見守り活動等による支え合いにより、地域で活動するグループや団体が支援していく「共助」のまちづくりを進めていくことも重要です。

地域福祉の対象となる子ども、障害者、高齢者だけでなく、制度の狭間にある人や複合的な問題を抱えた人も含め、すべての市民が地域生活課題を「他人事」でなく「我が事」として助け合えるような地域力を強化し、包括的な支援体制を推進します。

２　連携と協働による計画の推進

地域住民が、住み慣れた地域で支え合い、ともにいきいきと暮らせる安心・安全な地域の福祉コミュニティの充実に向け、高齢、障害、子育て支援など各分野の支援関係機関の連携を推進します。社会福祉協議会は、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を核に、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、地区福祉委員や自治会・町会、老人クラブ等や行政とともに、地域福祉に携わる多職種のネットワークづくりを進め、それぞれが適切な役割を担いながらも、同じ目線をもった「協働」のもとに本計画の推進を図ります。

地域福祉の主体は地域住民ですが、地域福祉の対象としての「当事者」の考え方も進化し、サービスや支援を受ける側と支え合う側が互いに助け合える地域共生社会の実現を目指します。松原市が策定した松原市地域福祉計画との連携を図りながら、課題や方向性を共有したうえで、それぞれの立場から地域福祉を推進していきます。

当事者を中心とした多職種連携による福祉ネットワーク

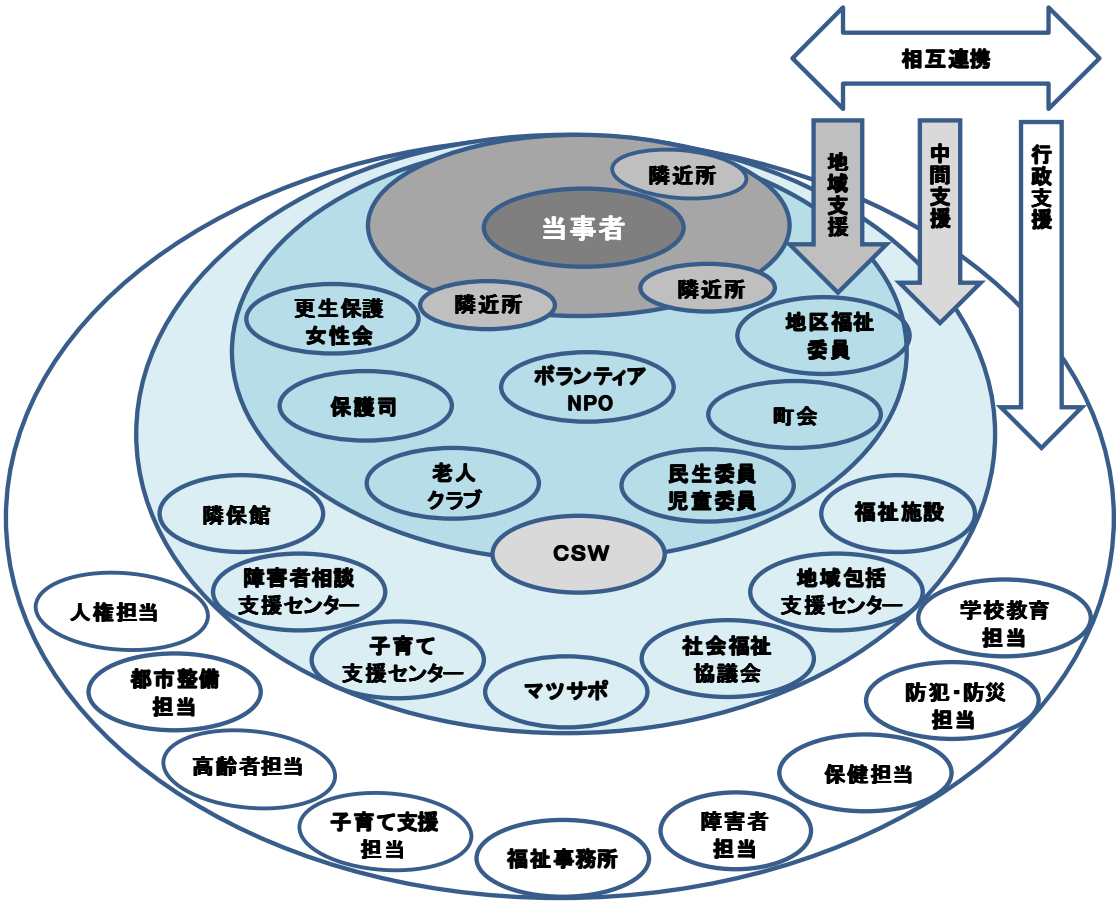

３　計画の評価と推進体制

本計画の着実な推進と実効性を担保するために、「松原市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、計画の具体的な実施方法の検討や進行管理を行うとともに、柔軟に計画の推進を図ります。

また、各地域における地域福祉活動の実施状況等を踏まえつつ、今後、さまざまな社会保障制度の見直し等を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しの検討を行います。

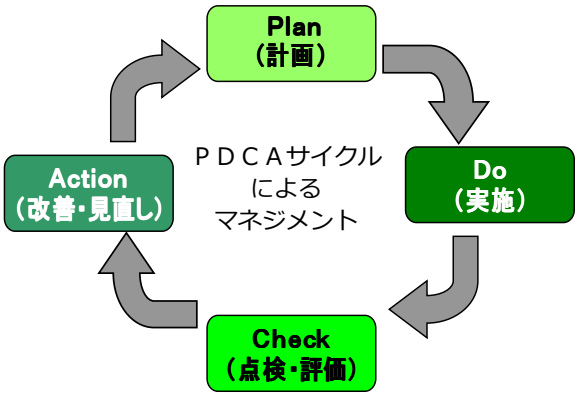

４　計画の周知

地域福祉活動の推進にあたっては、本計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなど計画にかかわるすべての人が、共通の認識を持つことが大切です。

活動の活性化のため、社協の窓口をはじめ、広報やホームページ、イベント等、地域におけるさまざまな機会を通じて、本計画及び地域福祉の重要性について周知・啓発を図ります。

資 料 編

1　社会福祉法人松原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設　置）

第１条　社会福祉法人松原市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するにあたり、社会福祉法人松原市社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第 20 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉法人松原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目　的）

第２条　この要綱は、社協定款第 20 条第 3 項の規定に基づき、委員会の組織、運営その他について、必要な事項を定めることを目的とする。

（任　務）

第３条　委員会は、活動計画に関する事項を審議する。

（組　織）

第４条　委員会は、委員 20 人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　保健・福祉・医療関係者

（３）　市民団体等の代表者又は推薦者

（４）　行政機関の職員

（役　員）

第５条　委員会に、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

２　委員長、副委員長は委員の互選により定める。

（役員の職務）

第６条　委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（任　期）

第７条　委員の任期は、5 年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会）

第８条　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、その議決は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（事務局）

第９条　委員会の庶務は、総務課において処理する。

（委　任）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附　則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

2 策定委員名簿

（平成 30 年度～）

※敬称略

	名前	役職名
委員長	河野あゆみ	大阪市立大学大学院看護学研究科教授
副委員長	津村英子	松原市民生委員児童委員協議会会長
委員	石﨑勇	松原市町会連合会会長三宅地区町会連合会会長
委員	池本武夫	松原地区町会連合会会長
委員	大利雅博	新町第１地区福祉委員会委員長
委員	大平英明	社会福祉法人風媒花地域活動支援センターまつばらセンター長
委員	岡嶋清一	松原市老人クラブ連合会副会長
委員	音野清継	公益社団法人松原市シルバー人材センター事務局長
委員	関野伸一	松原市ボランティア連絡会代表
委員	田中陽子	大阪市立大学大学院看護学研究科
委員	寺内勉	松原市若い肢体障害者の会副会長
委員	富原泰弘	堀地域福祉委員会委員長第三者委員
委員	豊永雅雄	特定非営利活動法人介護支援の会松原ファミリー代表理事
委員	中瀬光夫	河合地区福祉委員会委員長
委員	松川誠	松原市地域包括支援センター社会福祉協議会
委員	松本幸三	松原市民生委員児童委員協議会副会長
委員	村田かづよ	恵我地区連合福祉委員会副会長
委員	森泉奈津子	松原市地域包括支援センター徳洲会
委員	森田雅之	松原市福祉部次長兼福祉事務所長
委員	山本紀子	松原介護者家族の会会長

3 策定経過

開催回	年月日	主な内容	備考
第１回	平成 30 年 10 月 4 日	地域福祉活動計画の概要について ・地域福祉活動計画の概要について ・第 2 次福祉活動計画の評価について ・計画策定の進め方について	
第２回	平成 30 年 12 月 12 日	施策の展開について ・第１章から第２章について ・第３章から第４章について ・社会的孤立と地域の志向性、地域高齢者見守りへの自信感及び主観的健康感についての分析について	
第３回	平成 31 年 3 月 22 日	地域福祉活動計画（案）の策定について ・素案について	

4　用語解説

あ行

●インフォーマルサービス

自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非営利的に提供する支援のことです。

●ＮＰＯ

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

か行

●虐待

力の強い者が、抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えること。身体的・精神的・性的虐待のほか、食事を与えない・病気になっても病院に連れていかない等（ネグレクト）があり、近年、児童虐待に加え、高齢者虐待が問題となっています。

●共助

制度化された、相互扶助のことで、社会保険制度、医療や年金、介護保険などを表します。

●協働

住民、各種活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

●ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）

既存の社会資源を活用して、援護を要する高齢者、障害者、子育て中の親などに対する「見守り・発見・相談・サービスへのつなぎ」などの機能を担っています。

本市においては、国道 309 号を境界線に東側、西側の各圏域に 1 か所ずつ設置しています。

さ行

●サロン活動

同じ地域に住む人たちなどが自発的に集まり、お茶会やおしゃべりをしながら、情報交換や相談などができる交流の場をつくっていく活動のことです。

●自助

自分で自分を助けることで、自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、自発的に課題解決に取り組むことです。

●社会資源

人々の生活の諸要求や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称をいいます。

●セーフティネット

病気・事故や失業などで困窮している人に対し、網の目のように救済策を張ることで、安全や安心を提供するための仕組みのことです。具体的には、健康保健・年金・失業保険・生活保護などの社会保障制度をいいます。

た行

●地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係によって築かれる、住民相互の交流が行われている地域社会や住民の集団のことを指します。

●地域包括支援センター

地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としています。

は行

●福祉ニーズ

福祉ニーズとは、地域の住民が抱える福祉上のニーズ（課題）のことです。住民の福祉ニーズは、時として本人に自覚されなかったり、自覚はされても、その解決や充足の必要性が十分に意識されていないといった場合もあります。住民の福祉ニーズを種々の福祉事業や活動によって解決していくために、ニーズの内容を明確にし、解決していくべき課題として明らかにしていくことが必要となります。

●ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人や活動している人や団体、ボランティアの応援がほしい人や団体･施設からの相談を受け、情報提供やコーディネート、活動の支援を行う組織です。

ま行

●民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員。住民の生活状態を把握し、自立した生活に向けて援助を必要とする人に助言や支援を行います。

児童委員は児童福祉法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員。厚生労働大臣の委嘱を受ける。民生委員が児童委員を兼務します。

福祉関係者と連携し住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

第３次松原市地域福祉活動計画

発　行／社会福祉法人　松原市社会福祉協議会

〒580-0043
大阪府松原市阿保１－１－１松原市役所東別館内
電話番号：０７２－３３３－０２９４
ＦＡＸ番号：０７２－３３５－０２９４